

大町市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年12月 策定

令和5年3月 変更

長野県 大町市

◆過疎対策の概要

過疎対策とは…

過疎地域（※）での住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域の多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるようにするためのものです。

※過疎地域とは、地域の人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状態である地域。

◆過疎対策の経緯と目的

過疎地域において、今回を含め5次にわたり議員立法により過疎法が制定されています。

法律名 (期間)	目的	対象地域の推移			
		大町市			
			旧大町市	旧八坂村	旧美麻村
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年度～昭和54年度)	人口の過度の減少防止・地域社会の基礎を強化・住民福祉の向上	—	—	●	●
過疎地域振興特別措置法 (昭和55年度～平成元年度)	過疎地域の振興・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正	—	—	●	●
過疎地域活性化特別措置法 (平成2年度～平成11年度)	過疎地域の活性化・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正	—	—	●	●
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年度～平成21年度)	過疎地域の自立促進・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正・美しく風格ある国土の形成	—	—	●	●
3市村合併(平成18年)		◎	—	(◎)	(◎)
過疎地域自立促進特別措置法 (期限延長:平成22年度～令和2年度)		◎	—	(◎)	(◎)
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年度～令和12年度)	過疎地域の持続的発展・住民福祉の向上・雇用機会の拡充・地域格差の是正・美しく風格ある国土の形成	●	(●)	(●)	(●)

◎印は「一部過疎」:平成18年の合併に伴い、過疎地域自立促進特別措置法(令和3年3月31日廃止)2条の規定により、過疎地域の市町村として指定されていた旧八坂村、旧美麻村の区域については、合併後も同法第33条2項の規定により過疎地域とみなされ、同法が適用されてきました。

◆過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に制定された法律です。

【具体的施策】

●財政上の特別措置

- 国の負担又は補助の割合の特例等
- 過疎地域の持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）

●持続的発展の支援のためのその他の特別措置

- 基幹道路の整備
- 公共下水道の幹線管渠等の整備
- 高齢者の福祉の増進
- 医療の確保
- 日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
- 減価償却の特例
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 など

●持続的発展の支援のための配慮措置

- 移住及び定住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保
- 農林水産業その他の産業の振興
- 中小企業者に対する情報の提供等
- 観光の振興及び交流の促進
- 就業の促進
- 情報の流通の円滑化
- 生活環境の整備
- 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減
- 教育の充実
- 地域文化の振興等
- 再生可能エネルギーの利用の推進
- 自然環境の保全及び再生
- 規制の見直し など

◆過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における過疎地域の要件

全部過疎：人口要件（長期①、長期②又は中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たすこと。

種 類	指 標	基本的な要件		大町市
		期 間	基 準 値	
人口要件 （長期①）	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	人口減少団体平均 （28%以上減少）	37,311人→28,041人 24.8%減少 ×
人口要件 （長期②）	高齢者比率	H27	同上（35%以上）	9,766人/27,696人※ 35.3% ○
高齢者比率又は若 年者比率を満たす 場合、人口減少率 の基準値を緩和	若年者比率	H27	同上（11%以下）	3,030人/27,696人※ 10.9% ○
	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	23%以上減少	37,311人→28,041人 24.8%減少 ○
人口要件 （中期）	人口減少率 （中期）	H2→H27 （25年間）	人口減少団体平均 （21%以上減少）	34,300人→28,041人 18.2%減少 ×
財政力要件	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 （0.51以下）	0.44 ○

※総人口から年齢不詳数を除いた人口

目 次

◇ 基本的な事項	
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況や評価に関する事項	11
(7) 計画の期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
2 産業の振興	18
3 地域における情報化	28
4 交通施設の整備、交通手段の確保	31
5 生活環境の整備	34
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	41
7 医療の確保	47
8 教育の振興	50
9 集落の整備	57
10 地域文化の振興等	60
11 再生可能エネルギーの利用の推進	64
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	66
◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	68

◇ 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的条件

長野県の北西部に位置する内陸都市で、北は白馬村、東は長野市、小川村、南は池田町、松川村、西は富山県、岐阜県などと接しています。

地勢は、西に北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた里山地帯で形成されています。気候は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏は日中比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、湿度が低いため、しのぎやすい気候です。冬は厳しい寒さで、山間地だけでなく、平坦地においても降雪量が多いのが特徴です。

イ 歴史的条件

この地域は、今から千年以上前の平安時代から豪族仁科氏によって治められてきました。仁科氏が京と結びつきが強かったこともあり、中央の文化を取り入れながら独自の文化を育み、多くの文化財が残されています。また、古くからこの地方は内陸信濃と日本海側を結ぶ「千国道」（糸魚川街道・通称「塩の道」）が開かれ、交易が盛んでした。特に江戸時代になると、大町は海産物や塩、麻、たばこ等の集散地として栄えました。

明治維新後は松本県、ついで筑摩県の管理下に入り、明治 9 年以降は長野県となりました。この間、合併が進み、明治 8 年には大町村、平村、社村、常盤村となり、その後、大町村は明治 15 年に大町へと名称変更し、同 22 年の町村制施行により移行しました。さらに、これら 1 町 3 村は昭和 29 年に合併して大町市となり、平成 18 年 1 月には隣接する八坂村、美麻村を編入合併し、更に市域を拡大し新たなまちづくりを推進しています。

ウ 社会経済的条件

国道、県道が市内を通過し、市域を連絡する重要な路線としての役割を担っています。また、オリンピック道路の整備により、大都市圏がより身近になりあらゆる分野での地域間交流を拡大させ、産業、経済、観光等において大きな影響を与えています。

土地利用については、恵まれた自然環境・条件を活かしながら稲作中心の振興が進められてきました。

観光については、立山・黒部アルペンルートをはじめ多くの観光資源を有し、全国に親しまれる観光地として発展を続け、多くの観光客が訪れています。

エ 過疎の状況

【大町市全域】

本市の人口は、昭和 35 年の 41,184 人から、平成 27 年には 28,041 人となり 31.9% 減少しています。

その中でも特に年少人口（0 歳～14 歳）の減少幅が大きく、昭和 35 年の 11,446 人から、平成 27 年には 3,030 人と 73.5% の減少となっています。

逆に老年人口（65歳以上）は大幅に増加しており、高齢者比率は、昭和35年の5.6%から、平成27年の34.8%へと高くなっており、少子高齢化が進行しています。

【八坂地域・美麻地域（旧過疎法に基づく過疎地域）】

八坂・美麻地域を合算した人口は、昭和35年の6,033人から、平成27年には1,783人となり、70.5%減少しています。その中でも特に年少人口（0歳～14歳）の減少幅が大きく、昭和35年の2,034人から、平成27年には221人と89.1%の減少となっています。逆に老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢者比率は昭和35年の9.8%から平成27年の34.6%と大きく上昇しており、少子高齢化が著しく進行しています。

このような人口減少、少子高齢化の進行に対し、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、市村合併後においても、引き続き過疎対策事業を実施してきました。農林業、観光を主体とした産業振興や市道改良、ケーブルテレビ網等の交通・情報通信整備や、市営住宅等の生活環境、福祉施設の整備、簡易水道、生活排水処理施設等の生活環境整備など、安心して快適に生活を送るための環境整備を行いました。また、両地域で95戸の集落移転整備をはじめ、42戸の定住促進住宅を建設し、集落機能の維持や若者の定住促進を図ってきました。

これらの過疎対策による成果はありましたが、地域活動を担う世代の流出や児童・生徒数の減少などによる地域の活力低下やコミュニティの維持・存続はなお厳しさを増しており、継続して過疎対策に取り組む必要があります。

オ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

【大町市全域】

昭和35年の国勢調査において、第一次産業が65.5%、第二次産業が17.3%、第三次産業が17.2%と、第一次産業の占める割合が高く、昭和50年までは、産業別就業人口の中で第一次産業の占める割合が一番多い状況が続いていましたが、その後は、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進み、平成27年は、第一次産業が9.0%、第二次産業が28.9%、第三次産業が62.2%となっています。

産業構造の変化を踏まえ、第一次産業との兼業化に対応した事業の推進を図るとともに、都市、地域間交流を進める中で、地区の人的、物的資源を最大限に活用した特色ある産業の創出、高齢者の福祉を充実するサービスの提供、農林業、観光、商業等、異業種間の連携による産業振興など、時代とニーズにあった地域経済の発展を様々な方向から模索していくことが重要となっています。

【八坂地域・美麻地域（旧過疎法に基づく過疎地域）】

昭和35年の国勢調査において、第一次産業が81.2%、第二次産業が9.0%、第三次産業が9.8%と、第一次産業の占める割合が高く、昭和50年までは、産業別就業人口の中で第一次産業の占める割合が一番多い状況が続いていましたが、その後は市全域と傾向を同じくして、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進んでいます。

今後は、産業構造の変化を踏まえ、地区の人的、物的資源を最大限に活用した特色ある産業の創出、高齢者の福祉を充実するサービスの提供、地域の課題を解決するコミュニティビジネスなど、時代とニーズにあった地域経済の発展を様々な方向から模

索していくことが必要となっています。また、従来型の産業だけではない、農林業と観光事業や交流事業との連携強化による体験型観光の積極的開発・導入や、地域資源とICT技術を結び付けた新たな産業の創出などの取組みが重要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市全域の人口の推移を見ると、平成27年の国勢調査で28,041人であり、人口ピークである昭和35年の41,184人と比較し、13,143人、31.9%減少しています。年齢構成比の推移を見ると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳まで）が大きく減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

産業就業別人口の比率を見ると、第一次産業では、昭和35年の65.5%から平成27年には9.0%と大幅に減少しており、農業離れが進んでいます。第二次産業では、昭和35年の17.3%から平成2年には45.5%と増加を続けてきましたが、その後減少に転じ、平成27年には28.9%に減少しており、景気の悪化による建設業の縮小等が主な要因であると見られます。第三次産業では、昭和35年の17.2%から、平成27年には62.2%と増加しており、これは情報関連産業を中心とするサービス業等の成長が主な要因と見られ、今後も増加が見込まれます。

今後の人口の見通しとしては、合計特殊出生率の上昇や人口流出の抑制などの人口対策が何ら講じられない場合、社会・自然のダブル減少の影響が加速度的に増幅することが予想され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は2040年頃に18,000人程度にまで減少するものと推計されています。

表1－(1) 人口の推移（国勢調査） 市全域

区 分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 41,184	人 37,311	% △9.4	人 34,300	% △16.7	人 32,145	% △21.5	人 28,041	% △31.9		
0歳～14歳	11,446	8,446	△26.2	5,734	△49.9	4,489	△60.8	3,030	△73.5		
15歳～64歳	27,419	25,326	△7.6	22,576	△17.7	19,086	△30.4	14,900	△45.7		
うち15歳～29歳 (a)	11,065	7,760	△29.9	6,058	△45.3	4,199	△62.1	3,098	△72.0		
65歳以上 (b)	2,319	3,539	52.6	5,946	156.4	8,567	269.4	9,766	321.1		
(a) / 総数 若年者比率	% 26.9	% 20.8	—	% 17.7	—	% 13.1	—	% 11.1	—		
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.6	% 9.5	—	% 17.3	—	% 26.7	—	% 34.8	—		

※増減率：昭和35年人口を基準として算出

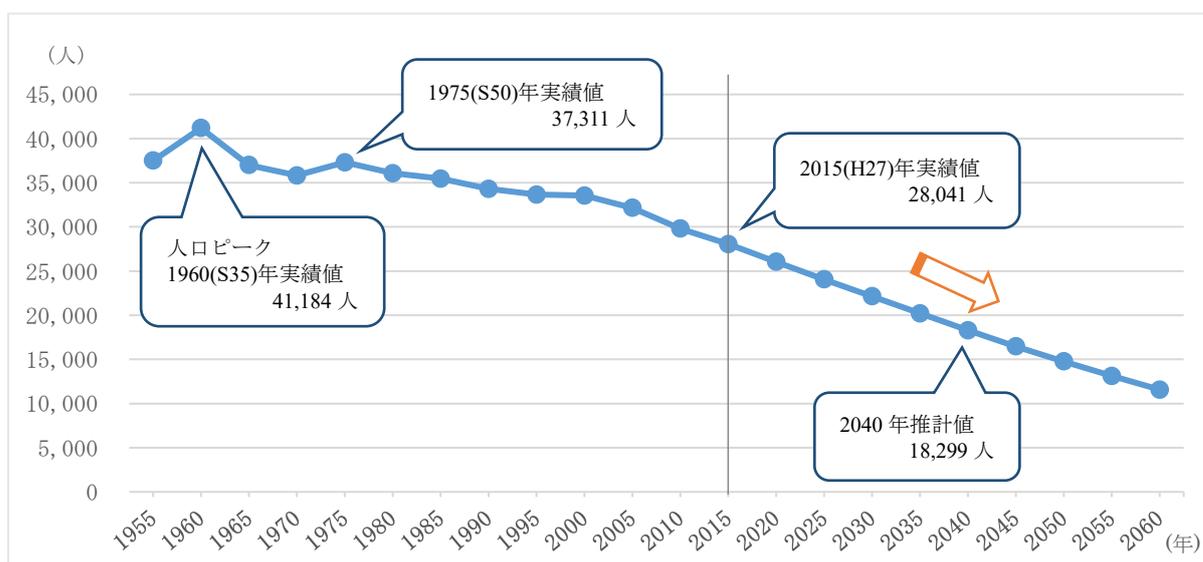
表1—(2) 人口の推移 (国勢調査) 八坂・美麻地域合算

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,033	人 3,467	% △42.5	人 2,703	% △55.2	人 2,347	% △61.1	人 1,783	% △70.5
0歳～14歳	2,034	676	△66.8	413	△79.7	394	△80.6	221	△89.1
15歳～64歳	3,405	2,288	△32.8	1,646	△51.7	1,206	△64.6	938	△72.5
うち15歳 ～29歳 (a)	1,067	712	△33.3	437	△59.0	268	△74.9	175	△83.6
65歳以上 (b)	594	503	△15.3	644	8.4	747	25.8	617	3.9
(a) / 総数 若年者比率	% 17.8	% 20.5	—	% 16.2	—	% 11.4	—	% 9.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 9.8	% 14.5	—	% 23.8	—	% 31.8	—	% 34.6	—

表2 産業別就業人口比率の動向 (国勢調査) 市全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (人)	22,168	20,755	1.0%	19,212	△2.2%	16,655	△ 8.3	14,018	△15.8
第一次産業(%)	65.5	33.4	—	15.6	—	10.8	—	9.0	—
第二次産業(%)	17.3	37.2	—	45.5	—	30.7	—	28.9	—
第三次産業(%)	17.2	29.0	—	38.7	—	58.3	—	62.2	—

表3 国立社会保障・人口問題研究所による推計



(3) 行財政の状況

本市の令和2年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計 20,478,268 千円、歳出合計 19,697,952 千円、実質収支額 671,763 千円となっています。

健全化判断比率の4つの指標のうち、本市の実質公債費比率は、平成20年度決算で19.9%と、市債の発行に知事の許可が必要とされる18%を超える状況となったことから、財政の健全化に努めた結果、令和2年度決算では7.7%まで改善しており、今後も引き続き財政の健全化に努めます。

今後の財政運営においては、昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う深刻な景気後退による税収の伸び悩みなどにより、本市の財政状況もさらに厳しくなるものと予想されますが、行政評価の実施により、事業の重要度・緊急度の検証を進め、これまで以上に重点的・効果的な予算配分を行うとともに、自主財源の確保を図るなど、効率的で安定した財政運営に努め、財政の健全化を一層進める必要があります。

表3－(1) 合併前の行財政の状況（平成16年度値）

(単位：千円)

区 分	3市村合計	旧大町市	旧八坂村	旧美麻村
歳入総額 A	17,477,340	13,743,683	1,798,482	1,935,175
一般財源	11,159,237	8,807,481	1,139,732	1,212,024
国庫支出金	1,160,613	846,353	159,019	155,241
都道府県支出金	611,368	428,988	106,720	75,660
地方債	2,093,100	1,754,900	233,600	104,600
うち過疎対策事業債	131,900	0	114,200	17,700
その他	2,453,022	1,905,961	159,411	387,650
歳出総額 B	17,233,595	13,574,949	1,772,958	1,885,688
義務的経費	7,673,930	5,787,978	980,768	905,184
投資的経費	2,768,334	1,943,568	519,711	305,055
うち普通建設事業	2,355,339	1,819,928	348,869	186,542
その他	6,791,331	5,843,403	272,479	675,449
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	243,745	168,734	25,524	49,487
翌年度に繰越すべき財源 D	127,586	121,341	3,689	2,556
実質収支 C-D	116,159	47,393	21,835	46,931
財政力指数	—	0.59	0.11	0.12
公債費負担比率 (%)	—	20.0%	37.1%	35.9%
実質公債費比率 (%)	—	—	—	—
起債制限比率 (%)	—	10.5%	20.4%	17.0%
経常収支比率 (%)	—	80.4%	99.4%	99.8%
将来負担比率 (%)	—	—	—	—
地方債残高	23,135,475	15,793,922	3,623,675	3,717,878

表 3 - (2) 合併後の行財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	19,374,144	18,015,208	20,478,268
一般財源	11,621,344	11,619,087	11,033,071
国庫支出金	2,753,647	1,404,933	4,602,366
都道府県支出金	1,224,395	911,513	937,627
地方債	1,732,388	1,080,365	803,355
うち過疎対策事業債	34,600	56,600	104,800
その他	2,042,370	2,999,310	3,101,849
歳出総額 B	18,636,465	17,349,245	19,697,952
義務的経費	7,434,578	6,361,975	6,293,852
投資的経費	3,489,537	1,663,594	1,292,283
うち普通建設事業	3,460,060	1,583,458	1,238,292
その他	7,712,350	9,323,676	12,111,817
過疎対策事業費	34,782	62,321	116,328
歳入歳出差引額 C (A-B)	737,679	665,963	708,316
翌年度に繰越すべき財源 D	82,696	101,577	108,553
実質収支 C-D	654,983	564,386	671,763
財政力指数	0.45	0.41	0.45
公債費負担比率 (%)	21.1%	12.8%	10.6%
実質公債費比率 (%)	18.0%	7.7%	7.7%
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	87.6%	84.9%	94.1%
将来負担比率 (%)	78.2%	49.0%	48.1%
地方債残高	17,411,643	13,618,874	14,718,987

表 4 - (1) 主要公共施設等の整備状況 (市全域)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	20.5	28.8	39.1	39.1	39.5
舗装率 (%)	56.7	68.4	74.9	68.0	70.5
農道					
延長 (m)	46,400	15,177	14,127	14,180	14,180
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	18.6	6.6	6.4	6.2	7.6
林道					
延長 (m)	111,305	114,267	116,537	124,493	125,357
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.2	5.8	5.1	12.2	13.2

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
水道普及率 (%)	—	—	—	97.0	98.2
水洗化率 (%)	—	—	—	61.7	79.8
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	7.1	7.5	9.5	9.5	7.6

表 4 - (2) 主要公共施設等の整備状況 (八坂地域)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.5	9.3	12.2	14.6	15.6
舗装率 (%)	23.2	46.7	49.2	52.7	53.8
農道					
延長 (m)	27,968	8,100	5,800	5,590	5,590
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	179.3	62.8	55.2	—	—
林道					
延長 (m)	15,243	10,475	13,027	13,741	13,741
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.9	6.0	7.0	26.0	26.0
水道普及率 (%)	88.8	98.3	99.8	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	91.5	92.1
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—

表 4 - (3) 主要公共施設等の整備状況 (美麻地域)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.0	42.5	51.7	55.3	55.3
舗装率 (%)	10.7	38.0	46.9	51.1	51.3
農道					
延長 (m)	18,262	6,907	8,327	8,590	8,590
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	98.2	48.0	75.7	—	—
林道					
延長 (m)	30,381	20,829	23,576	28,739	28,739
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	9.8	5.5	6.8	20.4	20.4
水道普及率 (%)	29.3	63.9	92.4	94.5	97.9
水洗化率 (%)	—	—	—	72.5	78.6
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的な考え方

平成29年度を初年度として策定された大町市第5次総合計画では、「郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる」を基本理念とし、市が目指すまちづくりの将来像を「未来を育むひとが輝く 信濃おおまち」と定めています。

まちづくりの原点はひとづくりとの認識のもと、長い歴史に培われた文化や郷土に誇りを持ち、心から地域を愛するひとを育てることを基本として、産業をはじめ、教育、福祉、環境など様々な分野で活躍し、本市の発展を支えるひとを育みます。また、地域におけるひとづくりでは、地域社会の活動やまちづくりに積極的に参画する意識を育み、行政との協働のパートナーとして、ともに本市を創りあげていきます。

本計画においても、長野県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）との整合性を確保しつつ、大町市第5次総合計画における基本理念及び将来像を共通の柱として、地域の実情に応じた施策を展開し、個性あふれる自立した地域づくりを促進します。

イ 基本施策

本市は、急速に進行する人口減少や、少子高齢化による地域社会の活力低下、長引く経済不況など、様々な課題に直面しています。こうした問題を解決しながらまちづくりを進めていくためには、恵まれた自然環境、個性豊かな地域文化や観光資源などを最大限に活用する必要があります。

目指すまちの将来像を実現するため、総合計画で掲げる5つの「まちづくりのテーマ」を過疎地域持続的発展の支援対策の基本方針とし、本市の持つ潜在力を引き出しつつ、近年の自然災害や世界的な感染症の蔓延等の刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、各分野における施策を総合的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の持続的な発展を促進します。

ウ 重点地域

八坂地域と美麻地域におけるこれまでの総合的な過疎対策は、住民生活の安定を図るために一定の成果をもたらしましたが、人口減少は両地域が特に進んでいます。若年層を中心とした人口減少と高齢化の進展になお歯止めがかからない状況にあり、これまでと変わることなく継続的に対策を進めることが必要であり、市全域が過疎地域の指定を受けた後も八坂・美麻両地域を過疎対策の「重点地域」として取組みを進めます。

◆基本方針の体系図（イメージ）

【基本理念】

郷土や文化に誇りを持ち
心から地域を愛するひとを育てる

【まちづくりのテーマ】

【市の将来像】

未来を育むひとが輝く信濃おおまち

Ⅰ ふるさとに誇りを持つひとを育むまち

子どもたちが、自ら住む大町市への誇りや郷土への愛着を持ち、個性や能力を伸ばせるよう、学校や地域の教育環境の充実を図ることにより、将来の大町市を担う若者の育成に取り組みます。また、市民の生涯学習や、芸術・文化・スポーツなどの活動機会を幅広く提供することにより、地域のづくり手、担い手を育てます。

Ⅱ 活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち

自立的で持続的な経済循環を図るため、新産業の誘致や育成、創業の支援や後継者の育成などにより、産業振興と働く場の確保に取り組みます。特に観光業や商工業、農林水産業の連携による新たな産業分野の創出に向けて積極的な支援を行い、新しい商品や技術、サービスを提供する販路、市場の拡大を図ります。

Ⅲ だれもが健康で安心して暮らせるまち

市民の健康を守る保健予防活動や地域医療体制の充実、子育て支援や高齢者支援、障がい者福祉、防災対策などの各種事業の充実に取り組み、健康で安全なまちづくりを進めます。

Ⅳ 豊かな自然を守り快適に生活できるまち

自然と共生した環境の創造、暮らしやすい都市基盤の整備、快適な生活環境の形成など、豊かな自然とまちの魅力が共生し、暮らしやすく、快適で環境にやさしいまちづくりを進めます。

Ⅴ 市民の参画と協働でつくるまち

市民が暮らす喜びを感じ誇りを持てるよう、市民一人ひとりが主役となって市政に参画し協働する市民参加のまちづくりを進めることにより、多様化する市民ニーズや将来のまちづくりに的確に対応します。

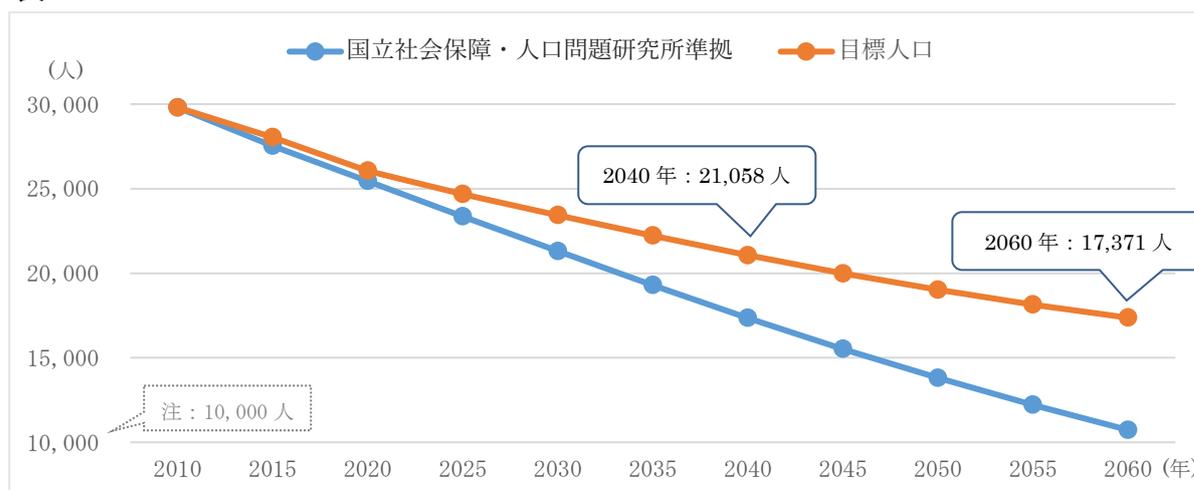
(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標は、本計画の策定の趣旨が“人口減少の克服”及び“魅力と活力あふれる大町市”を目指す「第2期大町市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という）」の基本的な考え方と一致することから、「大町市人口ビジョン」の人口目標及び第2期総合戦略に掲げる4つの基本目標を本計画においても同様に設定します。

ア 人口の将来展望（大町市人口ビジョンより）

2040年（令和22年）に20,000人、2060年（令和42年）に17,000人程度の人口を目指します。

表5



イ 安定した雇用の場の確保と新規起業を支援する（第2期総合戦略より）

《数値目標》

項目	基準値【R2】	目標値【R7】
経済センサスにおける商品販売額（統計表全数編より）	416億円【H28】	457億円【R3】
工業統計調査 粗付加価値額	454億円	458億円
有効求人倍率	1.76倍	1.53倍

ウ 大町らしさを活かして新しい人の流れをつくる（第2期総合戦略より）

《数値目標》

項目	基準値【R2】	目標値【R7】
社会動態（転入－転出） ※目標値は、人口ビジョン推計値	-163人	-124人
観光客入込数	284万人	305万人

エ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（第2期総合戦略より）

《数値目標》

項目	基準値【R2】	目標値【R7】
出生数（長野県毎月人口異動調査）	142人	180人
子育て支援サービス施策の市民満足度	62.7%	80%

オ 安心安全な暮らしと時代に合った地域をつくる（第2期総合戦略より）

《数値目標》

項 目	基準値【R2】	目標値【R7】
ずっと住みたい・当分住みたいと思う割合	79.7%	75%
地震や風水害への防災対策への満足度	60.8%	60%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市においては、総合計画における施策や事務事業について、毎年度、統一的な視点と手段により行政内部の評価と総合計画審議会（外部有識者）における外部評価を実施し、進行管理と事業効果の検証を行うPDCAサイクル（注1）を実施しています。

新過疎法に基づき、本市の全域が過疎地域に認定されたことから、過疎計画へ位置付ける事業等の評価・達成状況等の進捗管理についても、この行政評価と同様に実施します。

（注1）PDCAサイクル・・・P（Plan：計画）／D（Do：実施）
C（Check：評価）／A（Action：改善）

(7) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「大町市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めたものです

本計画においても、「大町市公共施設等総合管理計画」の考えに基づき、既存施設の見直し、機能転換や複合化、縮減を検討し、維持管理コストの最適化や計画的な予防保全の実施による長寿命化等に配慮した計画を策定することにより、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進します。

【基本的な考え方】

- ①点検・診断等の実施
- ②維持管理・修繕・更新等の実施
- ③安全確保の実施
- ④耐震化の実施
- ⑤長寿命化の実施
- ⑥統合や廃止の推進
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と課題

ア 移住・定住の促進

社会動態における地域別の転入・転出の状況から、転入については、移住促進による取組みの成果は見られるものの、特に南部地域への転出傾向が続いており、移住促進に加えて転出抑制への取組みが課題となっています。

転出・転入アンケートや移住希望者からは「仕事がない」との声も多く、コロナ禍による経済の停滞に伴い有効求人倍率も不安定な状況となるなかで、定住促進で重要な「仕事」、「働く場」の確保を進めるとともに、働き方や働く場について分かり易く伝える取組みが必要とされています。

イ 地域間交流の促進

本市には他地域にない素晴らしい資源が数多くありながら、認知度は県内他市と比較しても低くなっています。それぞれの地域資源における認知、リピート、ファンづくりを進め、複数の地域資源、そして最終的には地域としての「大町市のファン」を獲得していくことで、観光誘客や移住・定住の促進につながります。そこで、交流人口及び関係人口を創出、拡大するため、地域資源の付加価値を高め、他の地域との差別化を図ることで、情報発信力や競争力の面での比較優位性の獲得を目指します。

ウ 人材育成

地域活動を担う世代の流出により、地域の活力低下やコミュニティの維持・存続は厳しさを増しています。そこで、自らが住む地域について十分学ぶことにより、郷土に対する誇りや郷土を愛する心を育み、一旦は都市部へ進学等をしてもやがて郷土に戻ろうとする若者の育成を目指します。また、都市部等で就職・居住することとなったとしても、郷土の魅力を発信し、郷土との関りを持ち続ける若者の育成を目指します。

(2) 対策

ア 移住・定住の促進

① 移住の促進

平成 24 年度に開設した、移住相談ワンストップ窓口などの移住施策が効果をあげ、この窓口を通じて年間約 30 世帯が移住しています。全国各地の自治体が移住促進に取り組むなか、本市の強みを最大限活用した移住促進策を拡充するとともに、居住地としての様々な魅力向上対策により、移住先として選択される総合的なまちづくりを進めます。

② 定住の促進

定住の促進は、移住者の増加策とともに、現在市に住んでいる市民が引き続き住み続けることができる対策が重要です。本市では近隣地域への人口流出が課題

となっていることから、仕事先は市外でも居住は生活環境に恵まれた大町市という生活スタイルを推奨するなど、本市に定住することを奨励するための施策を実施し、流出に歯止めをかけます。

③ Uターン・Iターン促進のための安定した雇用の創出

本市に「帰ってきたい」、「移り住みたい」という希望を実現するため、生活の基礎となる働く場を創出し、市内及び周辺地域の雇用情報が地元就職希望者に確実に届くような仕組みを整備するとともに、コロナ禍において導入が進むICTを活用したテレワークやサテライトオフィス（注）の推進のほか、半農半Xなど多様な職種との組み合わせによる新たなライフスタイルや働き方を検討し提案することなどにより、若い世代を中心に多くの人たちのUターンや移住を促進します。

（注）テレワーク：ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

サテライトオフィス：企業等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。

イ 地域間交流

① 信濃大町ブランドの向上

本市の価値を発掘し、信濃大町ブランドとして磨き上げ、情報発信することにより、市の魅力を市外はもとより市内にも浸透させ、市民自らが自信と愛着をもってPRできる地域ブランドを構築して認知度向上やイメージアップにつなげ、交流人口のみでなく「関係人口」の創出・拡大を図るとともに、観光や移住・定住において選ばれるまちを実現します。

② 関係人口の創出

デジタル化の進展やコロナ禍の影響により、二地域居住を暮らしのスタイルとして求める傾向や関心が高まっています。移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々との関わりを深めることで、地域づくりの担い手不足の解消につなげるとともに、実際に暮らしてみることにより、最終的な移住先として選択されるまちづくりを進めます。

ウ 人材育成

① 地域の未来を担う人材の育成

低年齢時から地域の歴史や風土、市内の産業や企業等について学ぶことにより、郷土に戻ろうとする、郷土との関りを持ち続ける若者の育成を目指します。特に人生の選択を考える重要な時期を迎える高校生に着目し、地域を知り、地域課題の解決に向けた活動等と連携を図ります。また、小中学生は、山村留学生や姉妹都市等の子ども達との交流促進により、本市の魅力を理解し地域を担える人材を育成します。

② ふるさとをもっと知り、自らの手でふるさとをつくる取組みの推進

子どもや大人みんなが地域に愛着を持って暮らしていけるよう、住民と行政が一体となり、まちづくりを進めるための活動を展開するとともに、自分たちの

「まち」の成り立ちや地域の宝を再認識し、自分たちのふるさとに誇りが持てるよう郷土学習を推進します。

そして、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える大町市の実現を目指す郷土愛を醸成します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
(1) 移住・定住	◎定住促進住宅整備事業	市	
(2) 地域間交流	◎滞在型市民農園施設整備事業	市	
	◎遊休施設活用交流拠点整備事業	市	
	◎リゾートテレワーク環境整備事業	市	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
移住・定住	○移住相談・情報発信 オンラインを活用した移住相談や窓口対応、大都市圏での移住セミナー開催やSNSを活用した情報発信を行う。	市 自産	
	○お試し暮らし体験 移住検討者が、実現に向けた情報収集及び実生活に近い体験ができる短期または中期で滞在できる施設を整備・運営する。	市	
	○定住促進アドバイザー事業 定住支援に理解のある市民を委嘱し、移住希望者への助言等を行う。	市 市民	
	○定住奨励UIターン者、新婚夫婦応援事業 3万円分の地域商品券を交付する。	市 市民	
	○結婚新生活支援事業 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助する。	市 市民	
	○大北地域企業説明会 本市出身学生等への就職・企業情報を提供し、地域内企業への就業促進による労働力不足の解消を図る。	市 産	

	○テレワーク等推進事業 テレワークやサテライトオフィスなどICTを活用した新たな働き方を推進し、多様な労働環境を整備する。	市産	
	○インターンシップ事業 大学生等へのインターンシップ活用促進とともに、高校生への地元企業や職業理解等の機会を創出し、地元就職率の向上を図る。	市産	
	◎就職促進奨励金交付事業 産業振興及び人材育成、活性化を図るため、対象地域内に移住・就職・自治会加入した方に奨励金等を交付する。	市産	
地域間交流	○信濃大町ブランド戦略 大町市のイメージ向上のため市の魅力を磨き、発信することでブランド化を進める。	市産	
	○信濃おおまち みずのわプロジェクト SDGs 未来都市計画により、市の至高の地域資源である「水」に焦点を当て、新たな観光商品や地域ブランド振興、環境保全活動を促進する。	市自産学	
	○水をツールとしたシビックプライドの醸成 信濃大町公式ホームページ「水と人」の運営や「水巡りクリアボトル」の作成等により、水と人に注目し効果的な魅力度向上を図る。	市	
	○大町市キャラクターおおまびよん活用事業 各種イベントへの出演、グッズ制作により市のPRを実施する。	市産	
	○信濃大町サポーター事業 信濃大町サポーターを随時募集し、都内イベント時のサポートや情報発信を依頼していく。	市	
	○しなのおおまちワーキングホリデー事業 市内事業所で働きながら余暇を利用して地域を知り、地域住民との交流を図る。	市自	
	○しなのおおまちワーケーション事業 民間事業者と連携し、ワーケーションの基盤づくり及び地域交流を図る。	市産	
	◎山村留学推進事業 推進団体等への補助及びホームステイ家庭（農家）の確保などの支援を行う。	市自	

		○姉妹都市交流事業 姉妹都市の児童生徒との各種交流を通じて、地域の魅力の再発見等、地域理解を育む。	市学	
		◎メンドシーノ姉妹都市交流事業 1992年から姉妹都市米国メンドシーノと毎年実施している交流事業を通じて地域の活力を創出する。	市自	
		○若者交流事業 圏域内5市町村の若者を対象に交流イベントを開催し、婚姻後の圏域内での定住促進を図る。	自立圏	
	人材育成	○伝統・文化等郷土学習推進事業 地域の学習教材冊子の製作や地域教材のWEBサイト「おおまちのヒミツ」の構築、運用を図り、郷土学習を推進する。	市学	
		○キャリア教育推進事業 子ども達の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるため、様々な教育活動を通じて、一人ひとりの基礎的・汎用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促し、地域の未来を担う人材を育成する。	市学	
		○水育の推進 「水が生まれる信濃おおまち」という地域特性を学ぶため、水をテーマとした学習活動等を推進する。	市産	
		○地域リーダー育成事業 青少年、高齢者のリーダーを育成する。	市自	
		○奨学金事業 経済的理由により就学が困難な生徒に対して、卒業後の定住等、一定条件を満たす場合、償還を免除する奨学金を給付し、Uターンを促進する。	市	
		○市役所職場体験学習等の受入れ 若年層に対する市役所業務の職場体験学習等を実施し、地域の未来を担う人材を育成する。	市学	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置を検討していきます。また、PPP/PFIの導入の可能性や民間移譲なども検討し、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から施設のあり方を見直していきます。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、運営方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

令和2年に実施された2020年農林業センサスでは、総農家数1,365戸、販売農家数735戸、自営農業従事者数1,783人となっています。専業・兼業農家別では、専業農家70戸(5.1%)、一種兼業104戸(7.6%)、二種兼業561戸(41.1%)、自給的農家630戸(46.2%)であり、農家数は減少傾向にあります。販売農家の耕地面積は、1,857haで、普通畑271ha、田1,556ha、樹園地30haであり、一戸あたりの耕地面積は約2.4haとなっています。

農業者の高齢化等による担い手不足、遊休荒廃農地の増加や有害鳥獣被害による耕作意欲の減退など、安定した農業経営の維持・確立が課題となっていることから、認定農業者や集落営農組織を育成し地域の担い手づくりを進めることにより、農地集積化の促進や農業経営の安定化と生産性強化を図る必要があります。

イ 林業

本市は、市域面積56,515haの約87%を森林が占めており、森林資源に富んでいます。民有林面積のうち約38%が人工林であり、樹種別構成比率は広葉樹が約55%となっており、広葉樹の天然林に恵まれている地域です。

降った雨を速やかに土壤中に浸透させ、ゆっくりと河川に放出することは、急激な増水の抑制に有効であるとともに、地域住民や地元企業の多くは森林から生まれる水の恩恵を受けていることから、健全な森林の維持と、多面的・公益的な機能の保持のため適切で計画的な森林の育成整備と管理を進める必要があります。

間伐や林産物の生産促進など、林業の経営安定や後継者の確保に努めるとともに木質系エネルギーの活用等を促進し、地域材の利用拡大を図ります。

ウ 商工業

移住・定住の促進による人口増加や出生数の確保には、生活の基礎となる働く場の創出が重要であり、既存企業等の競争力の強化をはじめ、コロナ禍における経済動向の変化や後継者不足により空き店舗が増加していることなどを踏まえ、商工会議所や金融機関と連携した後継者の育成などの経営支援が必要となっています。

また、車社会の発達と郊外への大型店の進出による住民の消費行動の変化等を背景に、中心市街地の人口減少や商店街の集客力の低下が大きな課題となっています。中心市街地が抱える課題は複雑化・多様化し、行政だけでは対応できない課題も増加していることから、市民との協働による取り組みが不可欠であり、市民、商業者をはじめとした関係団体等と行政の役割分担を行っていくことが重要です。

エ 観光

本市は北アルプスの山々をはじめ魅力ある観光資源を数多く有しており、基幹産業となる観光振興にあたっては、地域資源である「水」をはじめとした文化や自然など

の地域の個性を生かした持続可能で高付加価値な観光地域づくりを進めるとともに、その地域の魅力を効果的に発信することが重要です。今後は通過型から滞在型観光地に向けて、これまでの団体旅行やインバウンド等が主流の観光から、将来の市のファンにつながる「関係人口づくり」に視点を置いた新しい観光への転換が必要です。また、観光客から選ばれる安心・安全な観光地を目指します。

オ 企業誘致・起業支援

本市の就職における産業の選択肢は多くはなく、地域産業の活性化のみならず、「帰ってきたい」「移り住みたい」という若い世代の希望をかなえる安定した質の高い雇用と多様な職種の雇用を確保するためにも、既存産業による新分野開拓や企業誘致、起業支援に取り組む必要があります。また、コロナ禍におけるICTを活用したテレワークやサテライトオフィスの推進など新たなライフスタイルや働き方に対応して地方へ進出する企業が増えており、時代に合わせた施策展開が求められています。

(注) ICT：情報通信技術 (Information and Communication Technology)

カ 地域間・産業間連携

人口減少に伴う経済規模の縮小などにより各産業が抱える課題がある一方で、本市が位置する大北地域には世界レベルの観光地が複数あり、市内の産業だけでは解決できない課題でも、地域間の連携や産業間の連携を図ることにより新たな価値を創出することが期待されています。また、地域間や産業間の連携により、地産地消などの地域内での流通を拡大させ、市内での消費を拡大していくことも必要です。

(2) 対策

ア 農業

① 農産物のブランド化と生産振興による農林水産業の成長産業化

商工観光業との連携による農産物のブランド化や6次産業化などにより農産物の付加価値を高めるとともに、多様な販売ルートを探し販売力を強化します。

また、水稻を中心とした農業構造となっている当地域において、さらなる米の品質向上や酒米などの振興のほか、土地利用型作物及び園芸作物の振興を図るとともに、雪を活用した農産物など、新たな特産品となる農産物の生産振興を図り、農業所得の向上と成長産業化を目指します。

② 新たな時代に適応した農業を担う人材の育成と確保

本市の農業の担い手は約8割が65歳以上となっており、高齢化による離農や遊休荒廃農地の拡大が懸念されるとともに、米作りが主体である本市の農業を新たな時代に適応した農業に変革していくため、担い手となる農業経営体の育成や、県が進めているICTを活用した生産コストの削減実証事業との連携による効率的な農業生産の推進、6次産業化をはじめ小規模兼業農家への支援や、移住者などによる新規就農、新たな作物の生産に挑戦する農業者など、これからの本市の農業を担う人材の確保と育成を推進します。

イ 林業

① 林業の振興

豊かな森林資源を活用し、間伐や林産物の生産促進など、林業の経営安定化を図るとともに、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

ウ 商工業

① 中小企業をはじめとする既存企業等の育成

蓄積された技術や新技術導入による新製品開発への支援など、新たな支援メニューの設定を含め事業拡大に利用しやすい制度の検討を行うほか、経営側との意見交換の機会や経営相談業務の充実を図るとともに、地元金融機関との連携により新たな産業の創出や既存産業の高付加価値化、経営の安定化を支援します。

② 競争力のある産業振興

コロナ禍における経済動向の変化や後継者不足により空き店舗が増加していることから、商工会議所、地元金融機関等と連携した後継者の育成や、ICTを活用したインバウンドへの対応も含めた経営支援など、消費者の購買意欲を高める消費喚起策を推進します。

③ 中心市街地の活性化

「まちの顔」である中心市街地の衰退・空洞化は、商業機能の低下に留まらず地域コミュニティや住環境の悪化など、様々な方面に悪影響を及ぼす恐れがあり、それらを防ぐためにも中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

また、中心市街地に隣接した場所に立地する商業施設を訪れる買物客を、中心市街地へと誘導し回遊性を高めることにより商店街の活性化を図ります。

エ 観光

① 新たな人の流れに対応した戦略的観光の推進

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとした個人旅行志向の高まり、空路や鉄道など各種交通手段の充実や農家民泊を活用した修学旅行の増加など、新たな人の流れが生まれています。これらの変化に対応していくため、デジタル技術を活用したマーケティングによる誘客やソフト・ハード両面での受入体制の整備を行うなど、観光客の動向を的確に把握し戦略的な観光施策を推進します。

② 宿泊施設を中心とした観光地としての魅力の再構築

本市には、大町温泉郷や葛温泉をはじめ、仁科三湖周辺などに多数のホテル、旅館や民宿などの温泉宿泊施設のほか、様々な観光施設が存在します。今後、ワーケーションやブレッジャーなど多様化する旅行形態に対応するため、宿泊施設を中心とした観光地としての魅力を再構築することにより交流人口の増加を図り、観光を基軸とした地域経済の活性化を図ります。

③ インバウンドの推進

コロナ禍により途絶えているインバウンドの集客を再び図るためにも、今後、イベント開催、観光コンテンツの充実により地域の魅力を高めるとともに、人材育成や観光案内の多言語化、Wi-Fi環境の整備など受入環境の整備を進めます。

また、近隣市町村と連携して本市の魅力を発信していく中で、年間を通じてインバウンドの誘客を図り、安定した宿泊客の確保、宿泊業等における質の高いサービス提供、安定した雇用を創出します。

オ 企業誘致・起業支援

① 地域の特性を生かした企業誘致の推進

本市の持つ強みである豊富で良質な水資源や自然環境を積極的にPRし、大都市圏を中心に企業訪問を効果的に推進するとともに、県の東京、大阪、名古屋の各事務所との連携により企業情報の収集に努め、全庁的な推進体制をさらに強化し、企業立地をワンストップでサポートします。

また、本市は、県内19市の中で唯一、高速交通網から取り残されていることから、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を促進するとともに、高速交通網による物流に依存しない研究開発や情報処理等の施設を含め、豊かな自然環境を活用した産業の誘致を推進します。

② 新規起業の支援

市民の新たな事業への挑戦を地域経済活性化の起爆剤としてとらえ、商業や製造業、農業、介護、福祉サービスなど広範な分野について、新規起業を呼び起こすため、市街地の空き店舗等の既存ストックを最大限活用した事業を推進するとともに、地域の自然環境を活かした起業等、移住促進の面からも有効な施策として新規起業を積極的に支援します。

カ 地域間・産業間連携

① 広域連携

観光地を結ぶ連携については、大町市、白馬村、小谷村の広域DMO「HAKU BAVALLEY TOURISM」や、大北5市町村と安曇野市で構成する「大糸線ゆう浪漫委員会」、松本市を中心とする「日本アルプス観光連盟」のほか、県域を超えた広域観光圏等においても連携した観光誘客事業を展開しています。コロナ過を契機に旅行の個人志向が高まっていることから、各地域の特長を活かした観光素材の洗い出しと情報共有、SNSなどを活用した多角的な情報発信を推進します。また、地域内の経済実態を把握するため域内の産業連関表を策定し、経済流通の実態と経済波及効果等について情報を分析し、有効かつ効率的な経済施策の展開を推進します。

② 農業・商業・観光業の連携による地域内流通の促進

黒部ダム・立山黒部アルペンルート・大町温泉郷・仁科三湖など多くの山岳観光資源を有し年間約300万人の観光客が訪れている一方で、市内事業者による土産品等商品取扱数が少ないことや観光客の市内への回遊が課題であり、農業者、

商業者、観光業者等の連携をいっそう促進し、地域内での業種間連携と流通により市内での消費拡大を図ります。

③ 地産地消の推進

学校・保育園等の給食や市内宿泊施設に地元農産物等を流通させることで、食育を推進するとともに、地域内消費による地域経済の活性化を図ります。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興			
(1) 基盤整備			
農 業	○農業用水路維持改良事業	市	
	○水路維持改良事業	市	
	○市単かんがい水路改修事業補助	市	
(2) 経営近代化施設			
農 業	○県営農業農村整備事業等負担金	市	
(3) 地場産業の振興			
技能習得施設	○大北高等職業訓練校維持管理事業	市	
加工施設	◎ジビエ地産地消推進施設整備	市	
流通販売施設	◎道の駅直売所設置事業	市 自	
	◎ジビエ地産地消推進施設整備	市	
(4) 起業の促進	◎メイカーズスペース設置事業	市 産	
(5) 観光又はレクリエーション	○観光拠点整備事業	市	
	○観光施設改修整備事業	市	
	○インバウンド受入環境整備事業	市	
	○温泉引湯施設整備事業	市	
	○温泉供給施設整備事業	市	
(6) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	○新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資事業) 独立・自営就農する認定新規就農者に対し、 経営が不安定な就農直後の所得を確保するため に補助を行う。	市	

	○農地流動化担い手育成奨励金 安定的な農業経営の推進及び農地流動化を進めるため、3年以上の利用権設定を受けた認定農業者に奨励金の交付を行う。	市産	
	○環境保全型農業直接支払事業 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組み、有機農業への取組み等を行う組織に対し補助を行う。	市産	
	○農作業維持体制構築事業 農業者の高齢化などで遊休荒廃農地を増やさないよう機械作業の受託者への補助を行う。	市産	
	○地域計画作成 持続的で力強い農業を実現するため、基幹的農業従事者を確保し、農地の利用集積を進めるため、各地域の実態に応じた農業の将来の在り方及び将来の農地利用の姿を示した地図を備えた「地域計画」の作成を行う。	市自産	
	○中核的担い手育成事業 個別経営法人や認定農業者が過半を組織する団体への研修など育成に係る補助を行う。	市	
	○農産物等の輸出及びプロモーション事業 農産物や農産物を主原料とした加工品等の新たな販路の確保や拡大するため輸出を促進し、国内外における農産物や加工品等の特産品化への支援やPR等を行う。	市産	
	○森林整備地域活動支援事業 森林整備に伴う共同計画策定を行う事業者への補助等を行う。	市産	
	○林業事業者支援事業 地域の森林振興のため、林業事業者へ育成支援を行う。	市産	
	◎里山整備の推進 提案型集約化施業等の制度活用や住民が主体的に里山整備をする取組みを支援する。間伐等による搬出材の産出地での利活用や流通するシステムを構築することで有効活用を図る。	市自産	
	○間伐事業等補助事業 県の信州の森林づくり支援事業に基づき、森林所有者等が実施する間伐事業等を支援する。	市自産	

商工業・6次産業化	○設備投資・事業拡大・新分野事業展開等支援 各種助成制度及び制度融資資金等の周知啓発による利用を推進し、中小企業者の支援を図る。	市産	
	○既存企業育成事業 工場誘致振興条例、中小企業振興条例等に基づく助成等により、既存企業を育成するとともに経営を支援する。	市産	
	○起業・創業支援事業 首都圏等からの移住を伴う就業・創業者への支援とともに、起業・創業に要する経費助成による地域活性化及び定住促進を図る。	市 市民産	
	○起業支援事業補助金交付事業 対象地域内の産業振興及び活性化を図るため、地域内の事業所等が同地域内で起業するために係る経費に対して補助金を交付する。	市産	
	○中小企業(創業)支援アドバイザー事業 専門アドバイザーを設置し、創業・起業の支援とともに、中小企業者の経営を支援する。	市産	
	○創業サポート事業 関係機関一体となった創業支援協議会を設置し、創業相談をはじめ、創業塾・セミナー開催による創業者・創業希望者への支援を行う。	市産	
	○後継者育成支援事業 商店街連合会と連携し、専門機関等を通じた後継者の育成を図るとともに、円滑な事業承継の実現に向けた支援を行う。	市産	
	○特産品開発等支援事業 特産品及び販路の調査・研究のほか、特産品開発セミナー等の開催によって、新たな特産品となる商品の開発支援を行う。	市産 自	
	◎花豆六次産業化事業 美麻地区で平成25年から取り組んでいる遊休荒廃農地に作付けした花豆を小中学校と連携した商品開発や販路開拓により特産品化を推進する。	市 自 産 学	
	○地域商品券発行事業 プレミアム付き商品券等を発行し、地域内の消費喚起を促すとともに市民生活を支援する。	市 市民産	

		○空き店舗等情報発信体制整備事業 商工会議所、商店街連合会と連携し、商店街の空き店舗や空き家情報を集約した情報発信体制を構築し、中心市街地の活性化を図る。	市 産 自	
		○中心市街地活性化推進事業 中心市街地活性化基本計画（第4次）に位置付けられた24項目の施策・事業を推進し、活性化を図る。	市 自 産	
		○信濃おおまちえんポーター制度 アンテナショップ等での即売会への生産者への派遣により市場調査や販路拡大の場の提供を行う。	市 産	
	観光	○インバウンド受入体制等整備事業 インバウンド向けツアーやコンテンツの造成、観光ガイド養成、エージェント・メディア招聘、カード決済等の推進など、ソフト面の一層の充実を図る。	市 産 市 民	
		○周遊型観光及び2次交通整備事業 周遊型観光や2次交通の整備を図るため、観光地を巡る周遊バスやプレミアム付き観光タクシーチケット事業等を行う。	市 産	
		○観光プロモーション 地域の特色を生かした誘客のためのイベントや、国内外に向けた観光誘客宣伝事業を実施する。	市 産	
		◎美麻自転車ロードレース推進事業 大会等の開催及び自転車ロードレースを活用した観光振興を行う。	市 自	
		◎施設設備等整備事業 観光振興や地域間交流の促進、市民の福祉増進等を図る施設において、設備及び備品の設置や老朽化に伴う更新を随時行う。	市	
	企業誘致	○企業誘致推進 地域の特性を活かした企業誘致を推進し、大町市工場等誘致振興条例に基づく支援を行う。	市 産	
		○地域再生計画に基づく誘致推進 「地域再生計画（長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）」に基づく特定業務施設（「企画・経営管理」、「研究開発」）の誘致推進により地域再生を図る。	市 産 学	

		○公の施設の利活用検討 企業・団体等における施設（シェアオフィス等）、今後のテレワーク需要に対応したサテライトオフィス等誘致に向けた調査研究を行う。	市	
	その他	○中山間地域等直接支払事業 中山間地域の農地において、協定を締結し、継続して耕作を行う集落に対し補助を行う。	市 産 自	
		○多面的機能支払事業 農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者等が取り組む活動に対し補助を行う。	市 産 自	
		○有害鳥獣対策事業 農作物被害を減少させるため、個体数調整や侵入防止柵の設置、追払い、生息調査などの有害鳥獣対策、捕獲した有害鳥獣の有効活用を行う。	市 産 自	
		○学校給食地産地消促進事業 生産者が学校給食へ安定して地場産物を供給できるよう冷蔵設備等の整備を支援し、学校給食における地産地消を促進する。	市 学	
		◎特定地域づくり推進支援事業 特定地域づくり事業協同組合等の設置支援を通じて就業場所の少ない地域において通年雇用の実現と地域産業の振興を行う。	市 自 産	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づく減価償却の特例（法第23条）を適用し産業の振興を図るとともに、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置（法第24条）を受けるため、以下のとおり定めます。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業 種	計画期間	備 考
大町市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2) (3) と同様

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置を検討していきます。また、PPP/PFIの導入の可能性や民間移譲なども検討し、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から施設のあり方を見直していきます。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、運営方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

◆温泉引湯施設

温泉引湯施設は、今後も適切な維持管理に努め、計画的な更新や修繕を行っていきます。

3 地域における情報化

(1) 現状と課題

ア 情報通信基盤等の整備

本市の情報通信基盤は、平成11年度に整備した地域イントラネットをはじめ、平成19年度には防災情報ネットワークを整備し、行政情報や防災情報の発信に加え、行政事務の効率化による市民サービスの向上に取り組んできました。市内全域にはケーブルテレビ網が整備され、自主放送による地域情報の共有に加え、八坂・美麻地域では民間事業者によるインターネットサービスが提供されています。

今後、これらの情報通信基盤の老朽化への対応とともに、テレビ放送の難視聴地域である八坂・美麻地域では、伝送路に同軸ケーブルが使用されているため、伝送路の光化により、災害時等の確実な情報伝達や超高精細度（4K・8K）放送への対応などが課題となっています。

Society5.0（注）時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い普及が進む様々な革新的なデジタル技術の利活用には、高度な情報通信の整備が必要となります。人口密度の低い本市においては、今後も行政による環境整備が求められるとともに、市民生活に密接する行政サービスのデジタル化に伴い、個人情報をはじめとする情報資産を様々な脅威から守っていくための情報セキュリティの確保が最重要課題となっています。

（注）Society5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れ、実現する新たな未来社会

イ 次世代技術の活用

進行する人口減少によって地域社会の担い手は減少し、地域活力の低下により、個々の負担は増加しています。また、保健・介護・医療等の分野での人手不足は深刻化しており、超高齢社会にあって地域の見守りや支え合いの重要度は増しています。保健・福祉・医療・教育・防災などの市民生活の維持・向上や地域産業の活性化などの過疎化による様々な課題に対して、国が推進する5G・IoT・AI（注）等の先端技術の活用を促進することにより、地域社会を維持する取組みを推進することが必要となっています。

（注）5G：超高速、多数同時接続などの特徴を持つ第5世代移動通信システム
 IoT：モノのインターネット：Internet of Things
 AI：人工知能：Artificial Intelligence

(2) 対策

ア 情報通信基盤等の整備

① 高度情報化社会に対応する情報インフラ整備

八坂・美麻地域のケーブルテレビ網は、設置から15年以上が経過し、老朽化が進展しているとともに、伝送路に同軸ケーブルが使用されており、故障時の対

応が困難な状況です。両地域は、テレビ放送の難視聴地域であり、伝送路の光化により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保に加え、新たな情報格差である超高精細度（4K・8K）放送の視聴環境の整備を目指します。

また、老朽化に伴う既存の情報通信基盤をはじめ、5GやIoT等の新たな情報通信基盤の整備を検討します。

イ 次世代技術の活用

① 革新的な技術の活用による社会課題の解決と人材の育成

IoTやAI、ロボットなどの革新的な未来技術は、人口減少に伴う労働力不足などの地域課題の解決策として有効とされており、今後、Society5.0の実現に向け様々な分野にて展開が予想されます。一方で、これらの未来技術は実証段階のものも多く、その動向を見極めながら活用方法の検討や検証を行うとともに、IoT連携基盤の構築、デジタル人材の育成や確保などにより、持続可能な都市「スマートシティ」の構築を目指します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3. 地域における情報化				
(1) 電気通信施設等情報化のための施設				
防災行政用無線施設	○防災行政無線整備事業	市		
テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	◎施設整備（CATV光化）	市		
ブロードバンド施設	◎インターネットセンター機器整備	市		
その他の情報化のための施設	○情報通信基盤整備事業	市		
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
情報化	○観光拠点情報化推進事業 インバウンドに対応するデジタルコンテンツ、Wi-Fi環境などの整備を行う。	市産		
デジタル技術活用	○先端技術検証事業 AIやIoT技術を活用したスマート農業や経営支援、有害鳥獣対策、高齢者見守りシステム等の実証実験により実用化を検証する。	市産自		

		○関係機関と連携した経営支援事業 商工会議所、金融機関等関係機関と連携し、ICTを活用した経営支援を行う。	市 産	
		○観光マーケティング調査事業 ニーズに合った誘客宣伝を実施するため、データ分析ツールなどIoT技術を活用したマーケティング調査を実施する。	市 産	
		◎高齢者等IT端末安心活用環境整備事業 高齢化の進む中山間地域での高齢者等への確実な情報伝達を可能とするアプリの開発と使い方の普及啓発を行う。	市 市民 自	
		○通学路安全推進事業 GISを活用した通学路安全マップのシステム整備を行い、地域との情報共有による見守り活動を促進するとともに、不審者対策として通学路の防犯カメラ整備や位置情報を活用した、安心安全な登下校環境を確保する。	市 学 市民	
		○保護者学校間連絡システム等整備事業 連絡システムの構築により、ICTの速報性、双方向性を有効かつ効果的に活かした、保護者と学校間の連絡体制を整備する。	市 学 市民	
		○校務支援システム運用事業 ICTを有効に活用して教職員業務の効率化を推進し、ゆとりをもって子どもと向き合う時間の確保を図る。	市 学	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国・県道

国・県道においては、国道 147 号、148 号、主要地方道長野大町線等が周辺地域との連携を担う主要幹線道路として機能していますが、これらの路線は高速性に乏しいことから高規格道路の早期整備が強く求められています。また、各種県道が市内の各地区間の連絡道路としての役割を担っていますが、狭幅員の箇所や経年劣化している箇所があり、地区間連携の活性化のために継続した整備が要望されています。

イ 市道

市道の改良率が 39.5%となっており、まちづくりや日常生活を支える都市計画道路や生活道路の中には、未整備、狭幅員となっている路線が存在しているのが現状で、当地域特有の冬期における厳しさもあって道路舗装の経年劣化等も進行しており、引き続き改良工事等の計画的な整備・修繕が必要です。

ウ 農道

農業の生産性向上と営農の近代化・省力化に対応するため、今後も舗装等の改修整備が必要です。

エ 林道

林業経営の効率化を図り、森林資源を最大限活用するための林道整備を推進し、林業経営の活性化を図っていくことが必要です。

オ 交通確保対策

市内のバス路線は市民バス 11 路線（大町、平、常盤、社、八坂及び美麻地区）と路線バスの 2 路線（扇沢線、特急長野-大町線）があります。平成 12 年に運行がスタートした市民バス「ふれあい号」は改善を図りながら運行され、通学・通院や買物など市民の生活の足としての役割を果たしてきました。しかし、人口減少等により、利用者の大幅な増加は厳しい状況にあり、運行経費の効率化や地域の実情に応じた効果的な運行形態を今後も検討していくことが必要です。

(2) 対策

ア 国・県道

① 国・県道の整備

松本糸魚川連絡道路は、周辺地域との連携や市内拠点間の連携、産業活性化、災害時の物資輸送など、本市にとって重要な役割を果たす道路となることから、整備促進を積極的に働きかけていきます。オリンピック関連道路といわれる長野大町線、白馬美麻線の整備は一定のレベルに達していますが、大型車両の交通量増大に伴う、地域

住民の不安は大きいものがあるため、今後も他の県道を含め安全性を高めるための整備や、冬期間の安全な通行対策の実施を働きかけます。

イ 市道

①市道の整備

幹線や生活路線としての市道は、住民生活に密着した路線であるため、改良や舗装等きめ細かな整備を計画的に進め、安全な交通を確保します。また、松本糸魚川連絡道路を広域道路網の軸とする幹線道路網の再構築についての検討も必要です。

ウ 農道

① 農道の整備

営農の省力化と近代化に対応するため、地域の実情に応じ、未舗装道路の舗装化や農道の修繕などを計画的に進めます。

エ 林道

①林道の整備

森林整備に必要な林道・作業道の整備を計画的に進め、林業の効率化と活性化を図ります。

オ 交通確保対策

① 効率的な公共交通ネットワークの構築

人口減少や高齢化が進展するなか、買物や通院など日常生活における公共交通の重要性がますます高まっています。地域の実情に応じた持続可能な運行形態の検討を引き続き行い、より利用しやすい公共交通ネットワークの構築を進めます。また、JRや民間のバス事業者などとの連携により、公共交通ネットワークのあり方と効率的な運営手法を検討し維持に努めます。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保				
(1) 市町村道				
道路	○道路維持管理事業	市		
	○交通安全施設整備事業	市		
	○道路新設改良事業	市		
橋りょう	○道路維持管理事業	市		
その他	○道路維持管理事業	市		
	○仁科三湖整備事業	市		

(2) 農道	○農道維持管理事業	市	
(3) 林道	○林道維持管理事業	市	
(4) 自動車等			
自動車	◎地域振興バス車両整備	市	
(5) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	○市民バス運行管理 市民の交通手段の確保を図るため、市内11路線の市民バスを運行する。	市	
	◎地域振興バスの運行管理 一部地区において、交通手段の確保を図るため、地域振興バスを運行する。	市	
交通施設維持	◎公共土木施設維持活動補助金交付事業 公共土木施設の維持（道路の草刈り、側溝清掃等）を行っている住民主体の地域づくり組織に補助金を交付する。	市 自	
	◎資材の支給等による農道改修整備支援 農家組合、自治組織等が行おうとする農道の簡易な修繕に対して、必要な資材を支給する。	市 産 自	
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	
(6) その他	○県単街路事業（負担金）	市	
	○国県関連事業地元負担金	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆道路・橋りょう

道路の整備は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の道路については、地域や沿道の利用状況等も踏まえて、維持・修繕や今後の方針を検討します。維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

橋りょうは、点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性等を勘案して、本市の財政状況を踏まえ、「大町市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業で構成されており、市民の皆様へ清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、安全・安心な水道水の提供をしています。近年は、人口減少等により、給水人口及び有収水量も減少傾向にあり、また、老朽化が進んでいる施設や管路の維持管理が課題となっています。

とりわけ、簡易水道の給水区域は中山間地であり、小規模な水源や配水池の数が多く、また送配水管の延長も長いことから、維持管理や修繕、更新費用がかかり、簡易水道料金収入で賄うことが厳しい状況です。

イ 生活排水処理施設

山間地域特有の複雑な地形と東西に広がる本市における生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽など、それぞれの地域性にあった処理方式を選択し、各施設の特性に応じて適正な維持管理を行っています。しかし、公共下水道施設に関しては、概ね整備が進み、建設の時代から管理経営の時代を迎え、人口減少に伴う流入数量の減少や、多くの施設を抱えることによる維持管理費の増大など、収支を見据えた健全経営が課題となっています。

また、集合処理の進まない農村地域や水資源の乏しい山間地域において、快適な生活を守り、住みよい地域を形成するため、浄化槽による個別処理を推進し、環境にやさしい循環型のまちづくりを目指す必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本市が位置する大北地域では、大町市・白馬村・小谷村の3市村のごみの広域処理が行われていますが、平成30年に新たなごみ処理施設である北アルプスエコパークの本格稼働と同時に、分別品目や指定ごみ袋の統一を図り、積極的に再資源化の促進及び分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源・エネルギーを大切にされたごみの減量や資源化の取組みを進めています。

一方、本市と白馬山麓事務組合（白馬村・小谷村）のごみ焼却施設がいずれも休止中であり、早急に施設を解体する必要があります。また、「大町市グリーンパーク」

（最終処分場）の使用期限が令和8年度となっていることから、以降の最終処分場の確保の方向性について検討を進めていく必要があります。

エ 消防・防災体制

本市は、糸魚川―静岡構造線断層帯上に位置し、市街地の大部分は北アルプス山地を源流とした河川によって形成された扇状地で、市の東側はぜい弱な地質からなる急しゅんな山地となっていて、地震、水害、土砂災害等の様々な災害が想定されます。

消防体制は広域で組織する常備消防と消防団組織による非常備消防があり、消防活

動等で使用する資機材等の充実を図っていますが、老朽化した施設も多く、有事の際に効率的な対応を図るためには施設や設備の更新が必要です。また、消防団員の高齢化や適齢者の減少など団員の確保が困難な状況にあり、団組織の見直しを実施し、自主防災組織の活用等を推進する必要があります。

更に、増加する高齢者や外国人旅行者への対応や、障がい者や妊産婦等の災害対応能力の弱い方への対応も充実させる必要があります。災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれないことから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進することが求められています。

オ 住環境

近年、住宅新築の半数以上が白地地域（用途地域外の農振農用地指定外の地域）における立地であり、用途地域内の人口密度は大幅に低下し、低密度な居住地域が市街地からその周辺地域へと拡がりを見せています。一方で、市内山間部及び仁科三湖を中心に点在する市の東部及び北部の集落においては、人口流出によって世帯数は減少しています。こうした人口集積の低密度化は、インフラ基盤整備の維持・拡大による市の財政圧迫など今後のまちづくりの課題となっています。このため、既存集落におけるコミュニティを大切にしつつ、市内の各生活圏から市全体としての生活圏まで、段階的にまとまりを持って居住するコンパクトな地域づくりに向けた検討を進めるとともに、市街地においては、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めるための立地適正化計画を作成します。

また、豪雪地帯の指定を受ける美麻地区のみならず、山間部はもちろん平坦地でも降雪がある本市においては、冬期間における通勤・通学などの住民の安全な移動手段を確保することは移住・定住を促進するためには重要な課題であり、道路等の除雪体制維持及び除雪機械の計画的な整備・更新が必要です。

(2) 対策

ア 水道施設

① 安全でおいしい水を将来にわたり安定的に供給できる水道づくり

給水人口の減少に伴って料金収入の増加が見込めない状況下において、経常的維持コストを抑えた機能的かつ安全で安定した給水形態について見直しを図りながら、水質の保全対策、施設・管路の耐震化、老朽管の更新などを計画的に実施します。

イ 生活排水処理施設

① 水環境の保全と快適な生活環境のための生活排水処理施設の整備

下水道接続促進のため、集合処理区域における個別訪問を行い、市のリフォーム補助等を紹介し、水洗化促進に取り組み、経営の健全化を図ります。また、事業の持続的運営のため、下水処理施設などの効率的な維持管理を行い、収益的・効率的の観点から経費節減に努めます。

個別処理区域については、浄化槽による生活排水処理整備を行い、水洗化率の向上を図り、既存の浄化槽については、浄化槽管理補助事業による適正な施設の管理が行われるように努めます。

ウ 廃棄物処理施設

① 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

リサイクル推進施設の整備では、本市が所有していた大町市リサイクルパークを広域連合へ譲渡し、「大町リサイクルパーク」として管理運営しており、令和3年度からは、広域連合が新たに白馬村に建設した「白馬リサイクルセンター」も管理運営しています。

なお、休止中の本市と白馬山麓事務組合の2つのごみ焼却施設のうち、白馬山麓清掃センターについては、広域連合へ譲渡され、令和3年度に解体・撤去を行い、令和4年度には白馬リサイクルプラザの建設を予定しています。また、大町市環境プラントについては、今後広域連合へ譲渡し、令和5年度以降で解体・撤去、跡地に新施設を建設する予定で検討を進めます。

令和8年度以降の一般廃棄物最終処分施設の方向性については、ごみ処理広域化を進める3市村で検討し、持続可能なごみ処理体制の確保に努めます。

エ 消防・防災体制

① 地域の消防・防災力の向上

火災や災害発生時などに地域で活動する消防団を維持し、団員を確保することは防災力の強化につながる重要な課題です。また、大規模災害時に被害の拡大を防ぐためには、行政(公助)だけでは実効性のある救援活動が難しいことが想定されることから、近隣の人々が互いに助け合う自主防災組織(共助)が必要です。地域防災力の向上を図り、安心して暮らせる地域を実現するために消防団の人員確保や自主防災組織への支援、組織の結成、既存のインフラ整備等を促進します。

オ 住環境

① 既存ストックのマネジメント強化とコンパクトなまちづくりの推進

若年層を含めた急速な人口減少などにより、今まで維持してきた学校や公共施設、民間の空き家や空き店舗などの既存ストックについて、「まち」の活性化に資するようマネジメントを強化し有効活用を図るとともに、中心市街地の顕著な人口減少に対し、市営住宅の建設をはじめ、既存施設等の活用を検討するなど、地域間の均衡に配慮しつつコンパクトなまちづくりの視点から適正な配置を推進します。

② 空き家の有効活用による移住・定住の促進

近年増加している空き家の実態を把握し、活用できる既存ストックの情報提供態勢を充実するとともに、移住希望者への住宅供給に対応するため、市内の空き家を流通させ、有効に活用し移住及び定住を促進します。また、八坂、美麻地区では、地域特性を活かし、空き家への入居を奨励します。

③ 冬期間の円滑な交通の維持・確保

冬期間の降雪が多い本市では、延長約 472km の市道等について約 70 業者への委託などにより除雪態勢を構築しています。今後、人口減少や高齢化等に伴い除雪機オペレーターの確保と老朽化等による除雪機械の維持、確保が困難となることが懸念されるため、社会資本整備交付金など国や県の補助事業等を積極的に活用し除雪機械を確保するとともに、除排雪作業が実施可能な民間事業者等を維持確保し、雪に強い安心安全で住みやすいまちづくりを進めます。また、歩道等を含め、将来を見据えた除排雪、融雪対策のあり方を検討します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5. 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
上水道	○機械電気計装設備整備事業	市		
	○送配水管布設事業	市		
	○配水池築造事業	市		
簡易水道	○水道施設整備事業	市		
(2) 下水処理施設				
公共下水道	○処理場施設管理事業	市		
	○管路施設管理事業	市		
	○管路施設建設改良事業	市		
農村集落排水施設	○処理場施設管理事業	市		
	○管路施設管理事業	市		
	○管路施設建設改良事業	市		
(3) 廃棄物処理施設				
ゴミ処理施設	○ごみ処理広域化推進事業	広域		
その他	○最終処分場整備事業	広域市		
(4) 消防施設	○消防ポンプ自動車等更新事業	市		
	○消防水利整備事業	市		
(5) 公営住宅	○公営住宅ストック総合改善事業	市		
	○公営住宅建設事業	市		

(6) 過疎地域持続的発展特別事業			
生活	<p>◎簡易水道事業</p> <p>中山間地等に点在する集落に安全で良質な水道水を供給するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。</p>	市	
	<p>◎農村集落排水事業</p> <p>中山間地等において自然環境に配慮し、生活排水を適正に処理するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。</p>	市	
	<p>○マイホーム取得助成事業</p> <p>市内での新たな住宅取得への助成により定住奨励を図る。</p>	市 市民	
	<p>○住宅リフォーム支援事業</p> <p>家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、ゼロカーボンに資する住宅リフォームに要する経費に対して補助を行う。</p>	市 市民 産	
	<p>○住宅・建築物耐震化推進事業</p> <p>住宅の耐震性能の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る経費を補助する。</p>	市 市民 産	
	<p>○宅地耐震化推進事業</p> <p>国が作成した盛土造成地マップにより明らかになった大規模盛土造成地について、地震等による被害を未然に防ぐため、必要に応じて造成地の安全性確認調査を実施する。</p>	市	
	<p>◎住宅新築資金等利子補給金交付事業</p> <p>対象地域の定住促進と活性化を図るため、地域内で金融機関から融資を受けて住宅の新築・増改築・購入を行った場合の利子の一部を補給する。</p>	市 市民	
	<p>○空き家バンク制度の実施</p> <p>事業者や自治会等と連携し、市内の空き家の有効活用を通して市内への定住を促進し、地域活性化を図る。</p>	市 自 産	
	<p>○空き家流通促進事業</p> <p>放置されている空き家の解消及び住宅供給を増やすため、空き家の片付け清掃費及び改修費に補助を行う。</p>	市 市民 産	

	○移住推進空き家改修事業 市内で新たに空き家を取得する際の空き家の改修費に補助を行う。	市 市民	
	○信州大学・東京大学共同研究事業 中心市街地活性化基本計画指定エリア内の空き資源の実態把握から活用実験を行い、効果検証を行う。	市 学 自 産	
環境	○合併処理浄化槽設置推進事業 公衆衛生の向上を図るため、水洗化促進に取り組み、個別処理区域については、浄化槽設置補助及び維持管理費を助成する。	市 市民	
防災・防犯	○消防団備品、装備整備事業 消防団が安全に活動するために、装備品の強化充実を図る。少人数でも利用できる消防器具の整備を行う。	市 消防団	
	○防災資機材整備事業 災害時に備え、資機材等を備蓄する。	市	
	○消防団員確保事業 地域防災力の向上を図るために、団員確保の広報活動を行う。また、消防団活動に協力している事業所や団体に対し、重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせていく。	市 消防団 産 自	
その他	○雪害対策事業 除雪出動基準により、市内業者や自治会推薦者への委託により除雪を実施する。除雪できない市街地市道は、ダンプ等を使用し排雪作業を実施する。	市 産 自	
	◎除雪作業オペレーターの確保と養成 大雪等による集落の孤立対策として、地域住民の免許取得を支援する。	市 自	
	○生活支援員派遣事業 高齢者世帯の雪かき等へ支援員を派遣する。	市 自 市民	
	○消費生活センター運営事業 大町市消費生活センターを大北圏域全体のセンターとして運営、圏域住民からの消費生活相談への対応、普及啓発等を行う。	市	
	○ライフライン沿いの危険木処理事業 ライフライン沿いの危険木の撤去を行う。	市	

	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	
	(7) その他	○まちなかの緑地整備事業	市 自	
		○除雪機械整備事業	市	
		○公園管理事業	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆上下水道施設

上下水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、安定的な供給や健全な運営を図るため、適切な施設管理を行います。また、アセットマネジメント計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施するとともに、広域化、共同化、最適化について広く検討を進め、効率的な維持管理に努めます。

◆庁舎等

市庁舎は、防災時の拠点となることなどを踏まえ、安全確保の観点を重視しつつ、計画的に点検や改修等を行うとともに、建築から40年近く経過するため、予防保全の実施や長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を図ります。また、適正な管理による維持管理経費削減のほか、窓口や事務スペースの改善による市民サービスの向上、施設を活用した広告収入の確保を図ります。

消防施設は、消防能力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策を進めていきます。また、コストがかかっている施設は多くありませんが、施設数が多いことから計画的な更新を進めていきます。

◆公営住宅

「市営住宅等整備計画」に基づき、計画的に点検や改修等を行う予防保全措置の実施により、施設の長寿命化を推進しライフサイクルコストの縮減を図ります。また、県営住宅が併設されている団地については、事業主体を統一することにより更新・管理の効率化を図ります。

人口の減少見通しも踏まえ、既に耐用年数が到来し著しく老朽化した住宅の廃止を進め、総量の適正化を図ります。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

本市では、人口減少及び出生率の低下とともに、児童数も年々減少しています。一方で、生活を取り巻く環境や価値観の変化、近年では子育てに対する負担（不安）感の高まりなどにより、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

これに対応するため、保護者や地域社会、行政など、あらゆる人と組織が多様な取り組みを行い、バランスの取れた効果的な取り組みを進めていくとともに、施設の維持及び充実に取り組むことが求められています。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化率の上昇に伴い、主な在宅介護サービスを必要とする方は年々増加していくことが見込まれ、介護施設サービスについても、平成 29 年度に 50 床の特別養護老人ホームが整備されたことで入所待機者の待機期間は短くなっているものの、高齢者のみ世帯の増加や暮らし方の多様化、これまでの施設整備後の経過等から今後、入居希望者は増加するものと予想されます。

高齢者の多くは、介護が必要となっても住み慣れた地域で住み続けたいという希望を持っており、生活の場をできる限り変えることなく、それぞれの健康状態やライフスタイルに応じて、自分らしくいきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

また、障害のある人についても、住みたい場所で安心して暮らし続けられるように、必要なサービスを選択できる体制を整備するとともに、働く・活動する等、いきがいがある場が地域に求められています。

(2) 対策

ア 子育て環境の確保

① 子育て家庭の経済的支援の推進

大町市子ども・子育て支援計画策定に係るアンケート調査結果によると、子育て世代の母親の就労状況は、就労していない人の割合が 37%を超えており、地域経済が低迷する中、子育てや教育に係る経済的負担を少しでも軽減することにより、安心して子どもが育てられる環境の整備を進めています。

② 未来を担う子どもたちを育てる環境づくり

子育てに適した豊かな自然環境や地域の絆を活かし、子育てしながら働きたいという親の希望を実現するとともに、その能力が十分発揮できるようテレワークなどの多様な働き方を推奨します。また、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等による一時的な子どもの預かり制度の充実や、サポートする地域の人材を育成するほか、核家族化等により子育ての負担の増大を抑制するため、子育て世代又は三世代の同居や近居を促進し、子育てしやすい環境を整備します。

③ 育児の不安を解消し自信をもって子育て出来る環境の整備

少子化や核家族化などの要因により、育児の孤立化や育児に対する不安や悩み、負担を抱える母親が少なくありません。乳幼児健診事業、助産師等の訪問事業、産後ケア事業等に加え、産婦健診事業を実施することにより、母子の健康の保持増進と安心して子育てが行える環境を整備します。

④ 北アルプス山麓の豊かな自然や地域の人材を活用した育児の推進

安心して子育てできる地域となるよう、NPOや地域活動団体などと連携し、親や祖父母など子育て、孫育てを支援する地域の仕組みを構築します。また、四季を通じて豊かな自然に恵まれている環境を生かし、自然の素材を活用した遊びや生活体験など、「五感」を通して運動機能の向上や食への関心、想像力や考える力の養成など、心身の健康と豊かな感性を育む子育て環境を構築します。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

本市の高齢者人口は令和2年(2020年)度末時点では高齢化率が38.3%に達し、日常生活圏域における北部地区では40%を超えています。

高齢者が安心して暮らしていけるよう、日常の交通手段の確保や買物支援の充実に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して生活できる地域の実現に向け、地域包括ケア体制の推進と高齢者を支えるまちづくりなど、高齢者自らが率先して参加する魅力的な介護予防事業を展開し、自分らしくいきいきと暮らせる「まち」を実現します。

② 共生社会の増進

障害の有無に関わらず全ての人々が住み慣れた地域のなかで、共に安心して暮らしていくことが出来る社会の普及啓発に努めるとともに、障害のある人とその家族に対し必要な支援やサービスを充実させ、自助・互助を支える取組みを進めるため、「障がい者計画おおまち」を推進します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進				
(1) 児童福祉施設				
保育所	○保育園施設整備事業	市		
	○病児病後児保育室整備事業	自立圏		
児童館	○児童センター・児童クラブ施設整備事業	市		
(2) 高齢者福祉施設				
高齢者生活福	○ふれあいプラザ施設整備事業	市		

祉センター	○総合福祉センター施設整備事業	市	
	◎美麻総合福祉センター施設整備事業	市	
	◎八坂総合福祉センター施設整備事業	市	
(3) 市町村保健センター	○中央保健センター施設整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	○子育て支援体制の充実 子育て支援セミナーの開催、保育サポーターの養成等を行う。	市 市民	
	○子ども会等支援事業 体験学習バスの運行等を支援する。	市 自	
	○子ども・親子自然体験の推進 親子教室の開催等を行う。	市 自	
	○出産祝金・育児家庭応援事業 出産時及び3歳児の健やかな成長を願うとともに定住促進を図ることを目的に、祝い金及び商品券を支給する。	市 市民 産	
	○こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後4か月の乳児がいる家庭を、民生児童委員等が訪問し、支援の必要な家庭の早期発見、子育ての孤立化を防ぐための相談、情報提供による子育て支援を行う。	市	
	○幼稚園・認定こども園運営支援事業 市内3幼稚園への運営補助及び施設改修等への支援を行う。	市 学	
	○児童福祉扶助事業 子育て短期支援事業、障がい児童通所支援事業、重度心身障害児童福祉手当など。	市	
	○母子等福祉事業 DV、離婚など女性等が抱える問題や悩みの相談に対して、事情にあわせた支援を実施する。また、ひとり親家庭の各種相談、就業相談、職業紹介、就労支援、養育費確保のための養育費相談等を実施する。	市	
	○子ども家庭総合支援拠点事業 地域資源や福祉サービスなどと市民の方をつなぐ機能を強化する目的として設置し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応並びに重症化や再発の防止を図る。	市 市民	

		○療育事業 特性のある子どもが身近で、生活能力の向上や集団生活の適応、社会との交流促進など療育指導等が受けられる体制の充実を図り、子どもの成長・発達を支援する。	市	
		○病児・病後児保育事業 子どもが病気または病気の回復期にあり、保育所など施設の利用ができない期間、子どもを一時的に預かり、保育を実施する。	自立圏	
		○児童センター事業 子育て全般に関する支援を行う拠点施設として、児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童の健全育成を図る。	市	
		○児童遊園地管理事業 児童に安全かつ健全な遊び場所として、地域とともに協働により児童遊園地を管理設置する。	市 自	
		○児童クラブ事業 下校後帰宅しても保護者がいない児童を保護し、遊びなどを通して健全育成指導を行なう。	市	
		○保育所管理運営事業 保護者が就労等により家庭で子どもを保育できない場合に、保護者に代わり保育する。	市	
		○入学お祝い事業 就学時のお祝い商品券の配布により、就学時に要する費用負担の軽減を図り、子育て世帯を応援するとともに、市内の消費喚起を図る。	市 市民 産	
		○就学援助事業 経済的理由により就学困難な保護者に対して、学用品費や給食費等、その費用の一部について援助を行う。	市	
	高齢者・障害者福祉	○通所型介護予防事業 通所型サービスや、地域での介護予防教室等で運動や認知症予防等に取り組み、要介護状態の予防を図る。	市 市民 自	
		○介護予防普及啓発事業 高血圧対策、減塩指導について、通いの場等への積極的な関与により、栄養指導等の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。	市 市民 自	

	○自主活動団体育成事業 自助・互助を推進する地域での通いの場、見守りの場として、定期的にサロン等を開設する団体等への支援を行う。	市 自	
	○生活支援体制整備推進事業 生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズや社会資源の把握を行い、新たな資源の創出及び支え合い等の体制整備を図る。	市 自 市民	
	◎高齢者の日常生活支援サービス提供体制整備 中山間地等で生活する高齢者等が、介護保険制度や市町村介護予防事業等の対象とならない日常生活を営む上で必要なサービス（移動支援、買い物支援、庭の草刈り等）を住民が主体的に提供することについて必要な支援を行う。	市 自	
	○成年後見制度支援事業 金銭管理等の日常生活支援、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発等のほか、市長申立てに係る費用補助及び後見人への報酬扶助等。	市	
	○認知症総合支援事業 認知症地域支援推進員配置により、相談支援、家族支援、普及啓発を実施する。認知症初期集中支援チーム（広域連携自立圏事業）による早期対応に向けた支援体制を整備する。	市	
	○地域活動支援センター事業 障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動を支援する事業所に対して扶助を行う。	市 産	
	○障害者総合相談支援事業 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営む為の相談支援を行う。	広域	
その他	○男女共同参画推進事業 講演会の開催などによりワークライフバランスの理解、男女共同参画社会の推進を図る。	市 自 産	
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	
(5) その他	○母子通園施設あゆみ園整備事業	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆保育園

乳幼児が日常的に使用する施設であることを考慮し、安全確保や長寿命化のための予防保全の実施などについて検討します。

また、運営コスト面や集団保育のニーズ等を踏まえながら、今後の施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行うとともに、建物の更新にあたっては、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど、複合化を検討していきます。

◆保健・社会福祉施設

高齢福祉施設は、高齢化に伴い需要の増加が見込まれますが、令和22年（2040）以降は高齢者人口が減少に転じると推計されていることも踏まえながら、民間事業者の動向も見据え、維持することの必要性を検討していきます。

また、その他社会福祉施設は、現在ある必要な機能の維持を検討するとともに、指定管理者制度の導入など、コスト面での運営方法についても検討します。特に、デイサービス等の民間参入が顕著な施設については、民間移譲や廃止について検討を行います。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

市立大町総合病院は大北圏域における基幹病院であり、安心安全な市民の暮らしを支える重要な医療機関ですが、恒常的に医師や看護師などの医療スタッフが不足する状況にあります。患者数の確保により健全かつ安定した病院経営が求められています。

地区内に開業医が所在しない山間地域においては、国民健康保険診療所が唯一の医療機関であり、子育て世帯や高齢者にとって身近な診療機関の維持、存続が必要です。

また、近年、多発する大規模災害や感染症の世界的流行など住民の生命、健康が脅かされるような事態に対し、様々な医療関係者や他分野との連携を図りながら、安心して受けられる地域医療体制を確保していくことが重要となっています。

イ 産科医療

市立大町総合病院の産婦人科は、本市が位置する大北医療圏における唯一の周産期医療拠点病院でしたが、産科医の確保ができず、産科が休止となっており、診療体制の維持・継続が課題となっています。子育て世帯の流出の要因の一つとなっており、産科医療の再開が不可欠です。

(2) 対策

ア 地域医療

① 市立大町総合病院をはじめとする地域医療の提供体制の充実

市立大町総合病院は、信州大学医学部附属病院総合診療科の臨床研修病院として、研修医を積極的に受け入れることにより、医師の定着につなげるとともに、医療スタッフの確保も進め、医療提供体制の充実を図ります。また、地域の高齢化に対応するため、将来を見据えた病床機能の再編を進めていきます。

診療施設については、高齢化の進行に伴う慢性疾患への対応など、継続的な医療需要が想定されるため、初期診療を身近な施設で受けられるよう、診療体制の充実と医療機器の計画的な整備を進めるとともに、建築から50年を経過する建物の改築を行い、安定した医療提供体制を維持します。

また、へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療の確保を目指すとともに、地域を支える開業医の維持、確保を図るための連携と協力を進めます。

イ 産科医療

① 産科医療の充実

市立大町総合病院の産婦人科は、これまで常勤医師1名により診療体制を維持してきましたが、医師の負担などを考慮し、令和2年11月から産科診療を休止して

います。当院は、大北医療圏における唯一の周産期医療拠点病院であったことから、県等関係機関の支援を受けながら医師の確保に努めることにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7. 医療の確保				
(1) 診療施設				
病院	○病院施設・医療機器整備事業	市		
診療所	◎診療所整備事業	市		
	◎診療所医療機器整備事業	市		
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
自治体病院	○医師及び医療スタッフ確保事業 安定した医療提供体制を確保するため、医師及び医療スタッフの確保に努める。	市		
	○産科医師確保事業 安心して出産・育児ができる環境を整備するため、産科医師の確保に努める。	市		
	○総合診療科医師育成事業 在宅診療などの医療需要増加に対して、安定した診療体制を提供するため、新家庭医療プログラムなどの専門的な研修プログラムにより総合診療科の医師を育成する。	市		
その他	◎国民健康保険診療所運営事業 開業医が所在しない地区に診療所を設置し、内科、外科、小児科等の通常診療や高齢者への訪問診療等を行い、地域医療を提供・充実する。	市		
	◎診療所患者輸送事業 中山間地域の通院困難者への送迎バスを運行し、受診機会の確保を図る。	市		
	○災害・感染症等対策事業 災害や感染症等の拡大に対応する医療体制や健康福祉体制の構築・充実を図る。	市産		
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立る。	市		

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆病院施設

病院は市民生活にとって重要な施設ですが、維持管理や修繕に多額の経費を要するため、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、長寿命化計画を策定しライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、今後のあり方について、経営健全化計画を加味しながら慎重に検討し、施設の建替更新と合わせて施設総量の適正化を図ります。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の出生数は年間 140 人前後となっており、少子化の進行は著しいものとなっています。これまでに、少子化に対応した取組みとして、コミュニティ・スクールの推進、異学年間の交流や学年を越えた活動の実施、小中連携、姉妹都市立川市の学校との交流などの取組みのほか、八坂・美麻地域では昭和 51 年度から長期山村留学を実施しており、継続して取り組むことが重要です。

一方で、急激な少子化の進行に伴い、教員等の配置や施設の維持管理など、学校管理上における様々な問題が生じているとともに、児童・生徒が切磋琢磨し成長する機会の減少による影響も懸念される状況にあります。

また、施設面については、学校再編基本計画に基づく施設整備を図りつつ、児童生徒の安全な学習環境を図るため、老朽化施設の修繕や長野県ゼロカーボン戦略の推進等、計画的な施設整備に取り組む必要があります。

さらに、近年、学校が抱える教育課題は複雑化・困難化し、また学校に求められる役割は拡大・多様化しています。このように学校現場を取り巻く環境が変化する中、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的、精神的負担が増大し、全国的な課題として、その対応が求められています。

イ 生涯学習

① 社会教育

過疎化や高齢化が進む中、地域の活性化や個性豊かな生活文化の創造を目指した学習機会の提供と人材の育成に向け、これまで以上に地域づくりの担い手の育成が求められています。

また、社会が著しく変化する中で、住民のニーズにあった「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる講座やイベントの開催等を進める必要があります。

② スポーツ活動

社会の様相が複雑で多様化したことにより、教育や医療福祉等の分野で解決すべき課題が山積している中、科学技術や情報化の進展は、人間関係の希薄化や精神的なストレスの増大、日常生活における運動の機会の減少とそれに伴う体力の低下といった心身にわたる健康上の問題を招いています。また、地域コミュニティの希薄化の進行により、人と人とのつながりや仲間づくりが一層重要視され、スポーツを通じての地域社会づくりが求められています。

(2) その対策

ア 学校教育

① 児童生徒の安全・快適な学習環境等の確保

少子化による児童生徒の減少に対応した学校再編基本計画に基づく学校施設の

再編整備を図るとともに、児童生徒の安全で快適な学習環境の充実を図るため、老朽化施設の修繕や長野県ゼロカーボン戦略の推進等、計画的な施設整備を推進します。

また、登下校時の児童生徒の安全を確保するため、通学路安全推進会議等における合同点検の実施等、関係機関等一層の連携を図り、通学の安全対策を推進します。

② 地域に根差した学校づくりの推進

小学校、中学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域の活力を維持し、向上させるための重要な拠点施設でもあります。そのため、市内小学校において、概ね現在の学級数が維持できる出生数180人を目標とします。

また、家庭・地域・学校が一体となり地域全体で子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組みを推進するとともに、小中一貫・連携教育や小規模特認校制度等による学校運営を推進します。

平成28年度に市内普通高校2校が統合され、新校として大町岳陽高校が設置されたことから、さらに中高連携教育を積極的に推進し、魅力ある学校教育を実現します。

③ 地域の特徴を生かした教育の推進

本市は、3000m級の山々が連なる北アルプスのほか、湖や中山間地における棚田など豊かな自然環境に恵まれており、それらの特徴を生かして都市圏からの山村留学の受け入れや地域の人材や自然を生かした学習支援のほか芸術文化など、本市が有する環境を最大限に活用した教育を推進します。

④ 学校現場における業務改善の推進

大町市立学校における働き方改革推進のための基本方策に基づき、教職員の本来業務の質的向上とゆとりをもって子どもと向き合える時間の確保を図り、ワークライフバランスを意識した働き方改革の取組みを推進します。

イ 生涯学習

① 郷土に学び、郷土を愛し、郷土をつくる社会教育

公民館を中心に郷土への愛着や誇りを育み、地域住民のニーズに沿った講座や教室を開催するとともに、保育園・学校・図書館・山岳博物館などと連携して多様な学習活動を促進するとともに、老朽化する社会教育施設の整備を計画的に行います。

② スポーツ活動をする人、観る人、支える人の重視

市民の自発性のもと、各々の興味・関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会の確保・充実を図るとともに、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード（施設等）、ソフト（プログラム・指導者等）の両面から整備を行います。また、競技スポーツ大会の招致・開催の積極的な支援を行います。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興			
(1) 学校教育関連施設			
校舎	○学校再編施設整備事業	市	
	○特別支援学校分教室整備事業	市	
	○学校施設整備事業	市	
屋内運動場	○学校再編施設整備事業	市	
	○学校施設整備事業	市	
屋外運動場	○学校再編施設整備事業	市	
	○学校施設整備事業	市	
水泳プール	○学校再編施設整備事業	市	
	○学校施設整備事業	市	
教職員住宅	○教員住宅整備事業	市	
スクールバス	○スクールバス・校外活動等バス整備事業	市	
給食施設	○学校再編施設整備事業	市	
	○学校施設整備事業	市	
	○学校給食設備等整備事業	市	
その他	○教育情報化推進事業	市	
(2) 集落施設・体育施設等			
公民館	○公民館等施設整備事業	市	
集会施設	○文化会館施設整備事業	市	
	○サン・アルプス大町施設整備事業	市	
	○フレンド・プラザ施設整備事業	市	
体育施設	○運動公園体育施設長寿命化対策事業	市	
	○体育施設長寿命化対策事業	市	
	○体育競技器具更新・整備事業	市	
	○体育施設整備事業	市	
図書館	○図書館施設整備事業	市	
	○図書館システムサーバー等更新事業	市 広域	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
義務教育	○幼保小中連携事業 コーディネーターを配置し、個々に応じた指導を連続的に行い、学力向上を図るとともに、「不登校問題」や「中一ギャップ」、「小1プロブレム」といった今日的な課題解決を図る。	市 学	

		<p>○学習支援員等配置事業</p> <p>支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、多様化する教育ニーズに対応した加配教員を配置し、安定した学習環境を保つことにより学力の定着を図る。</p>	市学	
		<p>○学力・体力向上事業</p> <p>全国学力量習状況調査の早期採点の実施による早期の授業改善に取り組むとともに、認知能力検査の実施など、民間が有する機能を活用し、個に応じた学習改善等を進めるとともに、外部有識者による研修機会を設け、教員の指導力向上による学力向上を図る。</p> <p>体力向上プログラムの開発など、有識者による指導・研修機会を設けることにより、将来を担う子どもの体力向上を図る。</p>	市学	
		<p>○学校第三者評価実施事業</p> <p>教育学を専門とする第三者の学校評価の実施により、学校運営の改善による教員の指導力の向上等、教育水準の向上を図る。</p>	市学	
		<p>○不登校児童生徒対策事業</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門職の配置により、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒や保護者との相談体制を確立し、支援策の活用など、児童生徒の不安解消による登校支援を図る。</p>	市学	
		<p>○特別支援教育充実事業</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、加配教員を配置し、インクルーシブな教育環境を整備する。</p>	市学	
		<p>○スクールバス運行事業</p> <p>添乗員を配置したスクールバスの運行により、遠距離通学児童生徒の安全な登下校を確保する。</p>	市	
		<p>○校外活動等バス運行事業</p> <p>校外活動等における移動時にバスを運行し、体験活動の充実を図り、子どもたちに「生きる力」を育む。</p>	市	

		○食育推進事業 栄養教諭等の配置による食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進める。	市 学	
		◎学校給食提供事業 調理業務等の調理、運搬業務の委託や調理従事者の充実、確保を図り、安心して安全な学校給食の提供環境を図る。	市	
		○学校給食安全衛生管理事業 調理従事者の健康検査の定期的な実施や施設内の衛生環境の徹底のための消毒や清掃等、安心安全な学校給食の提供環境を充実する。	市	
		○学校給食費管理事業 保護者や教職員の負担軽減施策としての学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費管理システムの運用により、公平で、適切な収納管理を図る。	市 学 市民	
		○コミュニティ・スクール推進事業 コーディネーターを配置し、学校と地域の連携・協働による学校運営を進める。また、研修会等の充実、コミュニティ通信を作成し地域へ発信するとともに、ボランティア活動に必要な経費等、活動支援を図る。	市 学 自	
		○中高連携教員配置事業 加配教員の配置により、生徒の学習指導や進路指導等の連携、充実を図る。	市 学	
	生涯学習・スポーツ	○放課後子ども教室 放課後の子どもの居場所づくり等を行う。	市	
		○各種学級講座開設 世代別等の学級講座を開設する。	市	
		○青少年自然体験事業 体験合宿等の開催、体験学習バスの運行等を支援する。	市 自	
		○キャリア教育の推進 義務教育終了後の継続支援を行う。	市	
		○公民館活動推進 文化・学習・スポーツ事業等の分館活動への助成等を行う。	市 自	

		○野外体験学習施設整備事業 古道、散策道等を整備する。	市 自	
		○読書推進活動 ブックスタート、セカンドブック事業等を行う。	市	
		○図書館システム更新事業 蔵書管理・貸出管理・蔵書検索等のシステムを更新・整備し、利用環境及び利用サービスの充実を図る。	市	
		○体育大会運営事業 スポーツを通じたコミュニティづくりを図るため、各種大会やイベントの開催または支援を行う。	市 自	
		○スポーツ振興事業 総合型スポーツクラブ等の各種教室の開催や指導者育成、クラブ運営補助、用具整備等のクラブ活動に取り組むための環境整備を図る。	市 自 市民	
	その他	○エネルギー博物館運営支援 運営団体への補助等を行う。	市 学	
		◎元気アップ運動等による体力向上事業 地域、みあさ保育園、美麻小中学校の連携による子ども達の生活習慣の改善と体力・学力の向上等を図る。	市 自	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立る。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆学校

学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全・安心な学習環境の確保を最優先に、教育課程等の変化に適応できるよう計画的な改修・整備を進めていきます。

また、学校は、公共施設の中でも大規模な施設であり、地区の中核的な施設であることから、地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、空き教室等を活用した複合化・多機能化を検討するとともに、更新を行う際には周辺にある

公共施設の機能の複合化を図るなどの検討を行っていきます。

◆集会施設

集会施設は、各地区における市民活動や学習の拠点として位置づけ、規模の適正化を図りつつ、必要な集会機能を確保していきます。

老朽化した施設の建替更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや他の機能との複合化を検討していくことで、スペースを有効活用していきます。

◆文化施設

ホール機能等を備えた文化施設は、維持管理に多額の経費を要するため、収入の確保を図るとともに、より良い運営手法を検討していきます。また、計画的な予防保全により施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

◆図書館

資料の収集、提供等、地域の知の拠点としての基本的な機能を充実させながら、電子情報化や広域連携などの検討や、サービスの維持・向上を図るとともに、効果的・効率的な運営手法についても検討していきます。

◆スポーツ施設

既存施設の長寿命化を図るとともに、維持することが困難な施設や重複したスポーツ施設は統合・廃止をすることで効率的な管理を行います。

建物の更新にあたっては、利用状況などを考慮して、著しく利用者数の少ない施設や利用者に偏りがある施設については優先的に見直しを検討していきます。

また、広域利用が可能な施設については、本市だけではなく周辺市町村との共同利用など、広域的な観点での配置を検討していきます。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落環境の整備

過疎化が特に進展する集落の多くは市内山間部及び北部を中心に点在しており、これらの集落の多くは住宅が山間の傾斜地又は山裾にあり、人口の流出や高齢化が続いていることから集落の維持が難しい状況にあります。このため、地域の実情に応じた生活環境、生活基盤の整備に努めるとともに、地域住民による自主的、主体的な地域づくりを推進することが求められています。また、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、中心市街地を中核として市域全体で機能的で効率的な暮らしやすい生活圏を形成する必要があります。

(2) 対策

ア 集落環境の整備

① 地域の絆でいきいきと暮らせる仕組みづくり

住みよい地域社会を築くために組織された自治会の円滑な運営や、高齢者を地域で見守り支え合うための地域包括ケアシステムの構築を促進し、子どもから高齢者まで近隣住民同士が地域の中で絆を深め、いきいきと暮らせる「まち」を実現します。

② 「小さな拠点」形成による集落機能の維持継続

中山間地域においては、少子高齢化の進展や転出者の増加による人口減少が進み、日常生活の様々な場面で影響や支障が発生しています。住み慣れた場所で暮らし続けられる地域を維持していくために住民が主体的に地域課題の解決を図る仕組みとして「小さな拠点」の形成を進め、日常生活を支援するサービス提供などの取り組みを推進します。

③ 地籍調査の継続

地籍調査について、計画に基づき宅地・農地を基本に調査を進めます。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9. 集落の整備				
(1) 過疎地域持続的発展特別事業				
集落整備	◎定住促進奨励金交付事業 対象地域内にある空き家の有効活用と、定住促進及び活性化を図るため、空き家へ居住した方に奨励金を交付する。	市 市民		

		○自治会の運営支援 各自治会からの相談対応や情報提供、連合自治会を通じた各自治会への補助金交付など、自治会の円滑な運営の支援を行う。	市 自	
		○ひとが輝くまちづくり事業 市民が地域資源等の活用や地域課題の解決に自主的に取り組む活動に対して補助金を交付し、市民活動を財政面から支援する。	市 自	
		◎地域づくり活動補助金交付事業 重点地域における住民主体の地域づくり活動組織を支援するために補助金を交付する。	市 自	
		○コミュニティ振興対策事業 集会所整備等に対する補助を行う。	市 自	
		◎集落支援員等地域支援人材の配置 集落支援員等の制度を活用し、中山間地域の過疎・高齢化により集落機能の維持が難しくなっている地域を支援する。	市 自	
		◎小さな拠点形成支援事業 地域の課題解決に向けた地区別計画の策定支援や人口減少により低下する集落機能への支援を行う。	市 自 産	
		◎美麻地区小さな拠点形成事業 美麻地区振興計画に基づき、道の駅に小さな拠点を設置し、地域運営組織等による生活支援サービス、自治会活動支援、移住定住対策、空き家対策、地域間交流事業、特産品開発等を実施する。	市 自 産 学	
		◎移動支援サービス事業 市民バスが運休となる曜日等において、カーシェアリング等を活用した住民相互の支え合いにより、中山間地域の交通弱者への移動支援サービスを行うことを支援する。	市 自	
		◎地籍調査の継続 平成15年度から事業を開始し、地区内5地区を17工区に分けて計画的な調査を実施している。	市	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化等

本市には、国宝仁科神明宮をはじめとする貴重な文化財や伝統行事、地域に根差した芸能や工芸、北アルプスと雄大な自然が育む山岳文化などがあります。これらの価値を再認識・再発信するため、歴史遺産や自然遺産などを観光と産業に結びつけた活用を行い、郷土文化や山岳文化などの魅力を多面的に発信する取組みが必要です。その一方で、伝承者等の高齢化が進行する中で、後世に継承していくための人材育成が必要です。

(2) 対策

ア 地域文化等

① 芸術文化の振興

本市では多くの市民活動団体が、人の絆と固有の資源を活かした地域づくりや芸術文化活動に活発に取り組んでおり、特に近年は、市民の自主的な企画や運営が積極的に展開されるなど、市の多様な魅力の創出に大きく寄与しています。

これらの芸術や文化活動が持つ情報発信力と人を惹きつける力を最大限に活用し、本市への新たな人の流れを生み出して交流人口の増加を図るとともに、地域の活力を再生しながら地域と深く係わる「関係人口」の創出を目指します。また、市民の暮らしに豊かさや潤いを実感することができる芸術・文化を活用した取組みを推進します。

② 山岳文化都市の魅力向上

山岳博物館を有する本市は、平成14年に「環境の世紀」と言われる21世紀にふさわしい山岳文化の発展と創造をめざして、自然と人とが共生する「山岳文化都市」を宣言しています。新たな時代に向かっての山岳文化の構築のため、登山の普及・振興やライチョウの飼育研究、カクネ里氷河などを通じた山岳文化の魅力の向上を図ります。

また平成27年に国連により採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に掲げた目標達成に向け、人と自然が共生した社会の実現のため、人が暮らしやすい環境を保ち、魅力的なまちづくりを市民とともに構築していくため、科学的な視点に立脚してあらためて郷土大町を見つめ直す調査や教育普及活動を進めます。

③ 文化財の保護と活用

地域内には、国宝仁科神明宮のほか、国指定重要文化財の旧中村家住宅などの建物や天然記念物などの貴重な文化財が数多く残されており、今後も適切な保存・保護に努めるとともに、地域資源として観光や産業に結びつけた活用が必要です。

また、保存会等により、歴史と伝統ある地域の郷土芸能、工芸の保存継承活動が行われていますが、その多くは少子化や高齢化により伝授者、継承者、参加者

が減少しているため、後世に継承してくための体制づくり、人材育成や記録保存が必要です。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
10. 地域文化の振興等				
(1) 地域文化振興施設等				
地域文化振興 施設等	○山岳博物館施設整備事業	市		
	○山岳博物館付属園整備事業	市		
	◎旧中村家住宅修繕事業	市		
	○文化財センター等整備事業	市		
	○登山道整備事業	市		
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
地域文化振興	○信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業 毎年継続的に国内外から作家を招聘し、滞在制作・作品展示を市民などと交流、連携し行い芸術文化の振興を図る。	市 市産		
	○北アルプス国際芸術祭 3年に1度の開催とし、有力なディレクターによる質の高い作品展示により多くの来場者を迎え、地域の情報発信、経済波及効果、地域ブランディングの向上などを図る。	市 市民 自 産 学		
	○芸術文化に触れる機会の充実 自主公演事業の実施、ミニギャラリー等の充実を図る。	市		
	○市民参加と協働による芸術文化の振興 地区文化祭、市民芸術祭の開催等を行う。	市 市民		
	○市民参加と協働による特色ある文化の創造 市民芸術団体等の育成、支援を行う。	市 自		
	○山岳文化情報発信事業 SDGsなど新たな考え方を取り入れ、自然と人とが共生する山岳文化に関する情報発信を充実、発展する。	市 自 産		

		○登山道等の整備及び情報提供事業 山岳環境の整備及び安全性向上を図るため、山小屋等と連携し、登山道や避難等の整備やSNS等を利用した登山情報を提供する。	市 産	
		○滞在型観光地に向けた学習旅行誘致事業 専門家を活用するなどし、滞在型観光地等の促進に向けて、地域の文化や風土、歴史等を体験する観光コンテンツの作成及び提供をする。	市 産 学	
		○文化財保護事業 指定文化財等の保存・保護活動と記録保存、指定文化財等の所有者等の保存・保護活動への助成、支援等を行う。	市 市民	
		○伝統芸能保存継承事業 保存会等の保存・継承活動への助成、支援等を行う。	市 自	
		◎旧中村家住宅管理利用活用事業 住宅の管理及び観光等での利活用を推進する。	市	
		○文化財等に関する学習機会の充実 文化財講座の開設等を行う。	市	
		○文化財研究調査事業 文化財の保存指定、登録に向けた調査研究を推進する。	市	
	基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆博物館等

地域特性と施設機能の連携・融合、施設間の役割分担等の見直しにより、歴史文化の保存と活用による効果的な施設運営を行います。また、相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、展示内容の複合化や指定管理者制度の導入も考慮に入れながら、入館者数の増加策を検討していきます。

建物の更新にあたっては、機能を他の施設に集約することなども視野に入れ、慎重に検討を行っていきます。

◆観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置を検討していきます。また、PPP／PFIの導入の可能性や民間移譲なども検討し、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から施設のあり方を見直していきます。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲に限られる施設は、運営方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

ア 再生可能エネルギーの利活用

再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策としての温室効果ガス排出量の削減やエネルギー安定供給のためのエネルギー自給率の改善にも寄与することから今後さらに普及促進が必要とされています。

本市には、北アルプスから流れ出る豊富な水と急峻な地形を活用した水力発電所が多数あり、近年は、市営の小水力発電をはじめ、民間事業者による太陽光発電などが盛んに行われています。本市に位置する再生可能エネルギー設備による発電電力量は本市で消費される電気使用量の80.9%を賄える量となっています。

一方、市内で生産された再生可能エネルギーのほとんどは電力会社に売却され、利用の普及は進んでいない状況です。今後、市内で生産された再生可能エネルギーを市内で活用できるような取組みが理想であり、また、企業や個人が再生可能エネルギーを選択して使用することも地域内の温室効果ガスの削減につながります。

(2) 対策

ア 再生可能エネルギーの利活用

① 再生可能エネルギーを活用するまちづくり

本市は、再生可能エネルギー生産量が豊富であり、現在はFITによる売電が主流となっていますが、FIT認定の終了後や今後進められる再生可能エネルギーを活用した電力について地元での活用を検討します。また、今後進められる森林整備事業によって得られるバイオマスエネルギーについても積極的な利用を促進するとともに、今後の技術革新によって新たな再生可能エネルギー利用の可能性についても当地の適正と合わせて把握に努めます。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11. 再生可能エネルギーの利用の推進				
(1) 再生可能エネルギー利用施設	○小水力発電事業	市		
	○公共施設等太陽光発電システム整備事業	市		
	◎公共施設等薪ボイラー導入事業	市		
	○モビリティ脱炭素推進事業	市		
	○公共施設等省エネルギー化事業	市		

(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	○森のエネルギー推進事業 地域木材を利用した木質バイオマスの利用と普及を促進する。	市 産 市民	
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◆その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 結婚支援

本市の自然動態の推移からも出生数と死亡数の差が徐々に開いている傾向が続いており、その背景の一つとして、結婚に対する若者の意識の多様化や若者の働き方との関係など様々な要因がある中で、本市における未婚率は上昇しています。若者の将来に対する経済的不安への雇用対策や安心して出産・育児ができる環境整備への取組みと同時に、若い世代のニーズを捉えた出会いや交流の場の創出への取組みが重要です。

(2) 対策

ア 結婚支援の充実

① 出会いの場の創出

少子化は未婚化と晩婚化の影響が大きいことから、若者の出会いの場の創出や結婚へ結び付ける機会づくりの拡充に取り組みます。市内事業者との連携により、20代から30代向けの異業種交流会の実施や、若者同士の出会いと自己啓発の推進、結婚への憧れ意識の醸成を図ります。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
(1) 過疎地域持続的発展特別事業				
結婚支援	○出会い創出事業 独身男女の交流を図り出会いの創出を目的とした事業に補助を行う。	市 自 市民		
	○結婚支援事業 フォトウエディング事業や異業種交流会等の市定住促進協働会議結婚支援実行委員会が取り組む事業に対して負担金を拠出する。	市 産		
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市		

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）（◎：主に重点地域を対象とする事業）

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
移住・定住	○移住相談・情報発信 オンラインを活用した移住相談や窓口対応、大都市圏での移住セミナー開催やSNSを活用した情報発信を行う。	市自産	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○お試し暮らし体験 移住検討者が、実現に向けた情報収集及び実生活に近い体験ができる短期または中期で滞在できる施設を整備・運営する。	市	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○定住促進アドバイザー事業 移住支援に理解のある市民を委嘱し、移住希望者への助言等を行う。	市市民	定住促進により、地域の活性化が図られる。
	○定住奨励UIターナー者、新婚夫婦応援事業 3万円分の地域商品券を交付する。	市市民	定住促進により、地域活性化が図られる。
	○結婚新生活支援事業 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助する。	市市民	婚姻を契機とした転出抑制により、人口の増加が図られる。
	○大北地域企業説明会 本市出身学生等への就職・企業情報を提供し、地域内企業への就業促進による労働力不足の解消を図る。	市産	地元企業等への就業を推進することにより、Uターンの促進に資する。
	○テレワーク等の推進 テレワークやサテライトオフィスなどICTを活用した新たな働き方を推進し、多様な労働環境を整備する。	市産	多様な労働環境を創出することにより、移住・定住の促進に資する。
	○インターンシップの推進 大学生等へのインターンシップ活用促進とともに、高校生への地元企業や職業理解等の機会を創出し、地元就職率の向上を図る。	市産	インターンシップの推進により、若年層のUターン・定住促進に資する。
	◎就職促進奨励金交付事業 産業振興及び人材育成、活性化を図るため、対象地域内に移住・就職・自治会加入した方に奨励金等を交付する。	市産	対象者が自治会活動等へ参加することにより、集落機能の維持や活性化につながる。
地域間交流	○信濃大町ブランド戦略 本市のイメージ向上のため市の魅力を磨き、発信することでブランド化を進める。	市産	市の認知度向上を図ることで移住・定住に資する。
	○信濃おおまちみずのわプロジェクト SDGs 未来都市計画により、市の至高の地域資源である「水」に焦点を当て、新たな観光商品や地域ブランド振興、環境保全活動を促進する。	市自産学	SDGsに基づく産業振興や環境保護により、市民が住み続けられる環境が維持される。
	○水ツールとしたシビックプライドの醸成 信濃大町公式ホームページ「水と人」の運営や「水巡りクリアボトル」の作成等により、水と人に注目し効果的な魅力度向上を図る。	市	市の認知度向上を図ることで移住・定住に資する。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○大町市キャラクターおおまびよん活用事業 各種イベントへの出演、グッズ制作により市のPRを実施する。	市産	市の認知度向上を図ることで移住・定住に資する。
	○信濃大町サポーター事業 信濃大町サポーターを随時募集し、都内イベント時のサポートや情報発信を依頼していく。	市	市の認知度向上を図ることで移住・定住に資する。
	○しなのおおまちワーキングホリデー事業 市内事業所で働きながら余暇を利用して地域を知り、地域住民との交流を図る。	市自	市の魅力発信と地域の担い手不足の解消に資する。
	○しなのおおまちワーケーション事業 民間事業者と連携し、ワーケーションの基盤づくり及び地域交流を図る。	市産	観光振興、交流人口の増加により、雇用拡大、移住定住が促進される。
	◎山村留学推進事業 推進団体等への補助及びホームステイ家庭（農家）の確保などの支援を行う。	市自	市の認知度向上及び交流人口の増加により、移住・定住に資する。
	○姉妹都市交流事業 姉妹都市の児童生徒との各種交流を通じて、地域の魅力の再発見等、地域理解を育む。	市学	郷土愛の醸成により、Uターンを促進する。
	◎メンドシーノ姉妹都市交流事業 1992年から姉妹都市米国メンドシーノと毎年実施している交流事業を通じて地域の活力を創出する事業。	市自	交流人口の増加及び将来を担う子どもの育成により、移住定住が図られる。
	○若者交流事業 圏域内5市町村の若者を対象に交流イベントを開催し、婚姻後の圏域内での定住促進を図る。	自立圏	若者世代の流出抑制・定住促進により、地域活性化が図られる。
人材育成	○伝統・文化等郷土学習推進事業 地域の学習教材冊子の製作や地域教材のWEBサイト「おおまのヒミツ」の構築、運用を図り、郷土学習を推進する。	市学	郷土愛の醸成により、Uターンを促進する。
	○キャリア教育推進事業 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、様々な教育活動を通じて、一人ひとりの基礎的・汎用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促し、地域の未来を担う人材を育成する。	市学	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
	○水育の推進 「水が生まれる信濃おおまち」という地域特性を学ぶため、水をテーマとした学習活動等を推進する。	市産	郷土愛の醸成及び持続可能な循環型社会の実現に資する。
	○地域リーダー育成事業 青少年、高齢者のリーダーを育成する。	市自	人材育成により、地域活動の活性化に資する。
	○奨学金事業 経済的理由により就学が困難な生徒に対して、卒業後の定住等、一定条件を満たす場合、償還を免除する奨学金を給付し、Uターンを促進する。	市	次代を担う若者のUターンにより、持続可能な地域づくりが図られる。
	○市役所職場体験学習等の受入れ 若年層に対する市役所業務の職場体験学習等を実施し、市の魅力を伝え、郷土愛の醸成を図る。	市学	郷土愛の醸成により、若年層の定住促進に資する。

基金の積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
2. 産業の振興			
第1次産業	○新規就農者育成総合対策 （旧農業次世代人材投資事業） 独立・自営就農する認定新規就農者に対し、経営が不安定な就農直後の所得を確保するために補助を行う。	市	農業の担い手確保により、農業の振興や定住の促進が図られる。
	○農地流動化担い手育成奨励金 安定的な農業経営の推進及び農地流動化を進めるため、3年以上の利用権設定を受けた認定農業者に奨励金の交付を行う。	市産	農地集積により、農業振興及び雇用の維持が図られる。
	○環境保全型農業直接支払事業 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組み、有機農業への取組み等を行う組織に対し補助を行う。	市産	特色ある農業の育成と地球温暖化防止や生物多様性保全に繋がる。
	○農作業維持体制構築事業 農業者の高齢化などで遊休荒廃農地を増やさないよう機械作業の受託者への補助を行う。	市産	農業の担い手への集積を図ることで、地域産業の維持に資する。
	○地域計画作成 持続的で力強い農業を実現するため、基幹的農業従事者を確保し、農地の利用集積を進めるため、各地域の実態に応じた農業の将来の在り方及び将来の農地利用の姿を示した地図を備えた「地域計画」の作成を行う。	市自産	農地の集約・利用促進により、住環境の保全及び農業の振興が図られる。
	○中核的担い手育成事業 個別経営法人や認定農業者が過半を組織する団体への研修など育成に係る補助を行う。	市	農業の担い手育成により、農業の振興や定住の促進が図られる。
	○農産物等の輸出及びプロモーション事業 農産物や農産物を主原料とした加工品等の新たな販路の確保や拡大するため輸出を促進し、国内外における農産物や加工品等の特産品化への支援やPR等を行う。	市産	農業経営の振興により、地域産業及び雇用の維持が図られる。
	○森林整備地域活動支援事業 森林整備に伴う共同計画策定を行う事業者への補助等を行う。	市産	事業者支援を通じて、雇用の維持と里山環境の保全が図れる。
	○林業事業者支援事業 地域の森林振興のため、林業事業者へ育成支援を行う。	市産	地域林業振興等を支援することにより、雇用等の推進が図られる。
	◎里山整備の推進 提案型集約化施業等の制度活用や住民が主体的に里山整備をする取組みを支援する。間伐等による搬出材の産出地での利活用や流通するシステムを構築することで有効活用を図る。	市自産	里山整備、間伐の促進、地域の景観形成、有害鳥獣対策等に資する。
○間伐事業等補助事業 県の信州の森林づくり支援事業に基づき、森林所有者等が実施する間伐事業等を支援する。	市自産	地域産業の維持と里山環境の保全が図れる。	

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

商工業・6次産業化	○設備投資・事業拡大・新分野事業展開等支援 各種助成制度及び制度融資資金等の周知啓発による利用を推進し、中小企業者の支援を図る。	市産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大を図る。
	○既存企業育成事業 工場誘致振興条例、中小企業振興条例等に基づく助成等により、既存企業を育成するとともに経営を支援する。	市産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大を図る。
	○起業・創業支援事業 首都圏等からの移住を伴う就業・創業者への支援とともに、起業・創業に要する経費助成による地域活性化及び定住促進を図る。	市市民産	起業・創業を支援することにより、移住・定住に資する。
	○起業支援事業補助金交付事業 対象地域内の産業振興及び活性化を図るため、地域内の事業所等が同地域内で起業するために係る経費に対して補助金を交付する。	市産	雇用拡大により、移住定住の促進及び地域の活性化につながる。
	○中小企業(創業)支援アドバイザー事業 専門アドバイザーを設置し、創業・起業の支援とともに、中小企業者の経営を支援する。	市産	地域内の産業振興により、雇用の維持及び拡大が図られる。
	○創業サポート事業 関係機関一体となった創業支援協議会を設置し、創業相談をはじめ、創業塾・セミナー開催による創業者・創業希望者への支援を行う。	市産	地域内の産業振興により、雇用の維持及び拡大が図られる。
	○後継者育成支援事業 商店街連合会と連携し、専門機関等を通じた後継者の育成を図るとともに、円滑な事業承継の実現に向けた支援を行う。	市産	後継者の育成や事業継承の支援は、産業振興及び中心市街地等の活性化に資する。
	○特産品開発等支援事業 特産品及び販路の調査・研究のほか、特産品開発セミナー等の開催によって、新たな特産品となる商品の開発支援を行う。	市産自	特産品の開発により、地域の産業振興が図られる。
	◎花豆六次産業化事業 美麻地区で平成25年から取り組んでいる遊休荒廃農地に作付けした花豆を小中学校と連携した商品開発や販路開拓により特産品化を推進する。	市自産学	産業振興と地域景観の保全に資する。
	○地域商品券発行事業 プレミアム付き商品券等を発行し、地域内での消費を喚起するとともに、市民生活を支援する。	市市民産	住民に地域内での消費を促すことで、産業振興及び市街地等の人流増加が図られる。
	○空き店舗等情報発信体制整備事業 商工会議所、商店街連合会と連携し、商店街の空き店舗や空き家情報を集約した情報発信体制を構築する。	市産自	空き店舗等の活用促進により、産業の振興及び中心市街地の活性化に資する。
	○中心市街地活性化の推進 中心市街地活性化基本計画（第4次）に位置付けられた24項目の施策・事業を推進し、活性化を図る。	市自産	中心市街地活性化を推進することにより、賑わいの創出や地域産業の振興が図られる。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○信濃おおまちえんポーター制度 アンテナショップ等での即売会への生産者への派遣により市場調査や販路拡大の場の提供を行う。	市産	特産品の販路拡大により、地域の産業振興に資する。
観光	○インバウンド受入体制等整備事業 インバウンド向けツアーやコンテンツの作成、観光ガイド養成、エージェント・メディア招聘、カード決済等の推進など、ソフト面の一層の充実を図る。	市産 市民	インバウンドの推進により、観光産業の活性化が図られる。
	○周遊型観光及び2次交通整備事業 周遊型観光や2次交通の整備を図るため、観光地を巡る周遊バスやプレミアム付き観光タクシーチケット事業等を行う。	市産	周遊観光等の推進により、地域内経済の活性化が図られる。
	○観光プロモーション 地域の特色を生かした誘客のためのイベントや、国内外に向けた観光誘客宣伝事業を実施する。	市産	観光客の増加により、地域内経済の活性化が図られる。
	◎美麻自転車ロードレース推進事業 大会等の開催及び自転車ロードレースを活用した観光振興を行う。	市自	観光誘客により、地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	◎施設設備等整備事業 観光振興や地域間交流の促進、市民の福祉増進等を図る施設において、設備及び備品の設置や老朽化に伴う更新を随時行う。	市	観光誘客により、地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	企業誘致	○企業誘致推進 地域の特性を活かした企業誘致を推進し、大町市工場等誘致振興条例に基づく支援を行う。	市産
○地域再生計画に基づく誘致推進 「地域再生計画（長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）」に基づく特定業務施設（「企画・経営管理」、「研究開発」）の誘致推進により地域再生を図る。		市産 学	企業誘致により、市民や定住希望者の安定した働く場が確保される。
○公の施設の利活用検討 企業・団体等における施設（シェアオフィス等）、今後のテレワーク需要に対応したサテライトオフィス等誘致に向けた調査研究を行う。		市	都市圏企業等の進出を促進し、雇用の拡大や産業振興を図る。
その他	○中山間地域等直接支払事業 中山間地域の農地において、協定を締結し、継続して耕作を行う集落に対し補助を行う。	市産 自	農地保全、水源涵養、良好な景観形成に寄与する。
	○多面的機能支払事業 農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者等が取り組む活動に対し補助を行う。	市産 自	農地、水路、農道等の質的向上により、集落環境の維持・改善となる。
	○有害鳥獣対策事業 農作物被害を減少させるため、個体数調整や侵入防止柵の設置、追払い、生息調査などの有害鳥獣対策、捕獲した有害鳥獣の有効活用を行う。	市産 自	安定的な農業所得の確保及び安心・安全な住環境の確保につながる。
	○学校給食地産地消促進事業 生産者が学校給食へ安定して地場産物を供給できるよう冷蔵設備等の整備を支援し、学校給食における地産地消を促進する。	市学	地域内産業の振興及び児童・生徒の郷土愛を醸成する。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	◎特定地域づくり推進支援事業 特定地域づくり事業協同組合等の設置支援を通じて就業場所の少ない地域において通年雇用の実現と地域産業の振興を行う。	市 自 産	中山間地域の雇用の確保により、移住・定住の促進に資する。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
3. 地域における情報化			
情報化	○観光拠点情報化推進事業 インバウンドに対応するデジタルコンテンツ、Wi-Fi 環境などの整備を行う。	市 産	観光産業のデジタル対応により、観光振興及び安定した雇用の拡大が図られる。
デジタル技術活用	○先端技術検証事業 A I や I o T 技術を活用したスマート農業や経営支援、有害鳥獣対策、高齢者見守りシステム等の実証実験により実用化を検証する。	市 産 自	先端技術の活用により、社会情勢の変化に対応する持続可能な社会の形成が図られる。
	○関係機関と連携した経営支援事業 商工会議所、金融機関等関係機関と連携し、I C T を活用した経営支援を行う。	市 産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大が図られる。
	○観光マーケティング調査事業 ニーズに合った誘客宣伝を実施するため、データ分析ツールなど I o T 技術を活用したマーケティング調査を実施する。	市 産	観光産業が振興され、安定した雇用が拡大する。
	◎高齢者等 I T 端末安心活用環境整備事業 高齢化の進む中山間地域での高齢者等への見守りや安否確認、災害発生時の確実な情報伝達等を可能とするアプリの開発と使い方の普及啓発を行う。	市 民 自	高齢者等の情報格差解消及び安心して暮らし続けられる環境を整備することにより、定住が図られる。
	○通学路安全推進事業 G I S 活用した通学路安全マップのシステム整備を行い、地域との情報共有による見守り活動を促進するとともに、不審者対策として通学路の防犯カメラ整備や位置情報を活用した、安心安全な登下校環境を確保する。	市 学 市 民	通学の安全対策により、子育て世代の定住が図られる。
	○保護者学校間連絡システム等整備事業 連絡システムの構築により、I C T の速報性、双方向性を有効かつ効果的に活かした、保護者と学校間の連絡体制を整備する。	市 学 市 民	保護者との信頼関係の構築により、子育て世代の定住が図られる。
	○校務支援システム運用事業 I C T を有効に活用して教職員業務の効率化を推進し、ゆとりをもって子どもと向き合う時間の確保を図る。	市 学	教員の本来業務の質的向上により、子育て世代の定住が図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
4. 交通施設の整備、交通手段の確保			
公共交通	○市民バス運行管理 市民の交通手段の確保を図るため、市内 11 路線の市民バスを運行する。	市	持続的な交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が維持される。

	◎地域振興バスの運行管理 一部地区において、交通手段の確保を図るため、地域振興バスを運行する。	市	持続的な交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が維持される。
交通施設維持	◎公共土木施設維持活動補助金交付事業 公共土木施設の維持（道路の草刈り、側溝清掃等）を行っている住民主体の地域づくり組織に補助金を交付する。	市 自	住民主体の活動を支援することにより、集落機能の維持や活性化につながる。
	◎資材の支給等による農道改修整備支援 農家組合、自治組織等が行おうとする農道の簡易な修繕に対して、必要な資材を支給する。	市 産 自	営農・耕作環境の維持により、農業の衰退防止及び住環境の維持につながる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
5. 生活環境の整備			
生活	○簡易水道事業 中山間地等に点在する集落に安全で良質な水道水を供給するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市	安心・安全な暮らしの提供により、定住が促進される。
	○農村集落排水事業 中山間地等において自然環境に配慮し、生活排水を適正に処理するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市	生活環境の向上により、定住が促進される。
	○マイホーム取得助成事業 市内での新たな住宅取得への助成により定住奨励を図る。	市 市民	定住促進により、人口の増加及び地域活性化が図られる。
	○住宅リフォーム支援事業 家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、ゼロカーボンに資する住宅リフォームに要する経費に対して補助を行う。	市 市民 産	居住環境の向上の支援により、定住の促進が図られる。
	○住宅・建築物耐震化推進事業 住宅の耐震性能の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る経費を補助する。	市 市民 産	安心・安全な暮らしの提供により、定住が促進される。
	○宅地耐震化推進事業 国が作成した盛土造成地マップにより明らかになった大規模盛土造成地について、地震等による被害を未然に防ぐため、必要に応じて造成地の安全性確認調査を実施する。	市	安心・安全な暮らしの提供により、定住が促進される。
	◎住宅新築資金等利子補給金交付事業 対象地域の定住促進と活性化を図るため、地域内で金融機関から融資を受けて住宅の新築・増改築・購入を行った場合の利子の一部を補給する。	市 市民	移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○空き家バンク制度の実施 事業者や自治会等と連携し、市内の空き家の有効活用を通して市内への定住を促進し、地域活性化を図る。	市 自 産	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○空き家流通促進事業 放置されている空き家の解消及び住宅供給を増やすため、空き家の片付け清掃費及び改修費に補助を行う。	市 市民 産	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○移住推進空き家改修事業 市内で新たに空き家を取得する際の空き家の改修費に補助を行う。	市 市民	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○信州大学・東京大学共同研究事業 中心市街地活性化基本計画指定エリア内の空き資源の実態把握から活用実験を行い、効果検証を行う。	市 学 自 産	住環境の改善及び地域資源の活用により、地域の活性化が図られる。
環境	○合併処理浄化槽設置推進事業 公衆衛生の向上を図るため、水洗化促進に取り組み、個別処理区域については、浄化槽設置補助及び維持管理費を助成する。	市 市民	生活環境の向上により、定住人口の増加対策に資する。
防災・防犯	○消防団備品、装備整備事業 消防団が安全に活動するために、装備品の強化充実を図る。少人数でも利用できる消防器具の整備を行う。	市 消防団	防災体制の強化により、安心・安全な地域づくりが図られる。
	○防災資機材整備事業 災害時に備え、資機材等を備蓄する。	市	防災体制の強化により、安心・安全な地域づくりが図られる。
	○消防団員確保事業 地域防災力の向上を図るために、団員確保の広報活動を行う。また、消防団活動に協力している事業所や団体に対し、重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせていく。	市 消防団 産 自	地域防災力の向上により、暮らしやすく安心なまちづくりに資する。
その他	○雪害対策事業 除雪出動基準により、市内業者や自治会推薦者への委託により除雪を実施する。除雪できない市街地市道は、ダンプ等を使用し排雪作業を実施する。	市 産 自	冬期の安全な交通環境の提供により、人口流出を抑制、定住が促進される。
	◎除雪作業オペレーターの確保と養成 大雪等による集落の孤立対策として、地域住民の免許取得を支援する。	市 自	冬季生活における安全安心な交通確保により、定住が促進される。
	○生活支援員派遣事業 高齢者世帯の雪かき等へ支援員を派遣する。	市 自 市民	高齢者の除雪負担の軽減により、定住が促進される。
	○消費生活センター運営事業 大町市消費生活センターを大北圏域全体のセンターとして運営、圏域住民からの消費生活相談への対応、普及啓発等を行う。	市	安心・安全な暮らしの提供により、定住の促進が図られる。
	○ライフライン沿いの危険木処理事業 ライフライン沿いの危険木の撤去を行う。	市	安全安心な生活環境を守ることで、定住の促進が図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進			
児童福祉	○子育て支援体制の充実 子育て支援セミナーの開催、保育サポーターの養成等を行う。	市 市民	子育て支援の充実により、子育て世代の移住・定住が促進される。
	○子ども会等支援事業 体験学習バスの運行等を支援する。	市 自	育成会等の活動の支援を通し、子育て環境の改善と地域活性化が図られる。
	○子ども・親子自然体験の推進 親子教室の開催等を行う	市 自	子育て支援の充実により、子育て世代の移住・定住が促進される。
	○出産祝金・育児家庭応援事業 出産時及び3歳児の健やかな成長を願うとともに定住促進を図ることを目的に、祝い金及び商品券を支給する。	市 市民 産	子育て環境の充実により、出生数の増加及び定住が促進される。
	○こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後4か月の乳児がいる家庭を、民生児童委員等が訪問し、支援の必要な家庭の早期発見、子育ての孤立化を防ぐための相談、情報提供による子育て支援を行う。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○幼稚園・認定こども園運営支援事業 市内3幼稚園への運営補助及び施設改修等への支援を行う。	市 学	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童福祉扶助事業 子育て短期支援事業、障がい児童通所支援事業、重度心身障害児童福祉手当など。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○母子等福祉事業 DV、離婚など女性等が抱える問題や悩みの相談に対して、事情にあわせた支援を実施する。また、ひとり親家庭の各種相談、就業相談、職業紹介、就労支援、養育費確保のための養育費相談等を実施する。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○子ども家庭支援総合支援拠点事業 地域資源や福祉サービスなどと市民の方をつなぐ機能を強化する目的として設置し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応並びに重症化や再発の防止を図る。	市 市民	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○療育事業 特性のある子どもが身近で、生活能力の向上や集団生活の適応、社会との交流促進など療育指導等が受けられる体制の充実を図り、子どもの成長・発達を支援する。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○病児・病後児保育事業 子どもが病気または病気の回復期にあり、保育所など施設の利用ができない期間、子どもを一時的に預かり、保育を実施する。	自立圏	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童センター事業 子育て全般に関する支援を行う拠点として、児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童の健全育成を図る。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○児童遊園地管理事業 児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所として、地域とともに協同して管理設置する。	市 自	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童クラブ事業 下校後帰宅しても保護者がいない児童を保護し、遊びなどを通して健全育成指導を行なう。	市	子育て支援の充実により環境の向上を図り、定住を促進する。
	○保育所管理運営事業 保護者が就労等により家庭で子どもを保育できない場合に、保護者にかわり保育する。	市	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○入学お祝い事業 就学時のお祝い商品券の配布により、就学時に要する費用負担の軽減を図り、子育て世帯を応援するとともに、市内の消費喚起を図る。	市 市民 産	経済的支援により、子育て世代の定住を図る。
	○就学援助事業 経済的理由により就学困難な保護者に対して、学用品費や給食費等、その費用の一部について援助を行う。	市	子育て支援の充実により、定住促進が図られる。
高齢者・障害者 福祉	○通所型介護予防事業 通所型サービスや、地域での介護予防教室等で運動や認知症予防等に取り組み、要介護状態の予防を図る。	市 市民 自	介護予防、介護の重度化を防ぎ、高齢者等の社会参加により、地域活性化が図られる。
	○介護予防普及啓発事業 高血圧対策、減塩指導について、通いの場等への積極的な関与により、栄養指導等の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。	市 市民 自	健康寿命の延伸により、高齢者等の社会参加が促進され、地域活性化が図られる。
	○自主活動団体育成事業 自助・互助を推進する地域での通いの場、見守りの場として、定期的にサロン等を開設する団体等への支援を行う。	市 自	社会参加の促進及び地域住民相互のつながりを深めることで、地域活性化が図られる。
	○生活支援体制整備推進事業 生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズや社会資源の把握を行い、新たな資源の創出及び支え合い等の体制整備を図る。	市 自 市民	新たな生活支援サービスの創出及び地域での自助・互助の推進により、定住が促進される。
	◎高齢者の日常生活支援サービス提供体制整備 中山間地等で生活する高齢者等が、介護保険制度や市町村介護予防事業等の対象とならない日常生活を営む上で必要なサービス（移動支援、買い物支援、庭の草刈り等）を住民が主体的に提供することについて必要な支援を行う。	市 自	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりにより、定住促進が図られる。
	○成年後見制度支援事業 金銭管理等の日常生活支援、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発等のほか、市長申立てに係る費用補助及び後見人への報酬扶助等。	市	高齢者福祉の充実により、定住の促進が図られる。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○認知症総合支援事業 認知症地域支援推進員配置により、相談支援、家族支援、普及啓発を実施する。認知症初期集中支援チーム（広域連携自立圏事業）による、早期対応に向けた支援体制を整備する。	市	認知症になっても本人の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らし続けられる。
	○地域活動支援センター事業 障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動を支援する事業所に対して扶助を行う。	市産	就労生産活動の機会や社会参加の提供により、地域活性化が図られる。
	○障害者総合相談支援事業 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営む為の相談支援を行う。	広域	障害者やその家族等に対する支援により、地域で安心した生活につながる。
その他	○男女共同参画推進事業 講演会の開催などによりワークライフバランスの理解、男女共同参画社会の推進を図る	市 自 産	持続可能な子育て環境づくりが図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
7. 医療の確保			
自治体病院	○医師及び医療スタッフ確保事業 安定した医療提供体制を確保するため、医師及び医療スタッフの確保に努める。	市	安定した医療提供体制で地域の安心と安全を確保する。
	○産科医師確保事業 安心して出産・育児ができる環境を整備するため、産科医師の確保に努める。	市	安心できる出産・育児環境の整備により子育て世代の定住を促進する。
	○総合診療科医師育成事業 在宅診療などの医療需要増加に対して、安定した診療体制を提供するため、新家庭医療プログラムなどの専門的な研修プログラムにより総合診療科の医師を育成する。	市	高齢化に伴う在宅医療など医療需要の変化に対応する。
その他	◎国民健康保険診療所運営事業 開業医が所在しない中山間地域に診療所を設置し、内科、外科、小児科等の通常診療や高齢者への訪問診療等を行い、地域医療を提供・充実する。	市	中山間地域における医療体制の維持・充実により、定住促進が図られる。
	◎診療所患者輸送事業 中山間地域の通院困難者への送迎バスを運行し、受診機会の確保を図る。	市	中山間地域における受診環境の確保により、定住促進が図られる。
	○災害・感染症等対策事業 災害や感染症等の拡大に対応する医療体制や健康福祉体制の構築・充実を図る。	市 産	非常時にも安心して暮らせる医療体制等の整備により、定住促進が図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。

8. 教育の振興			
義務教育	○幼保小中連携事業 コーディネーターを配置し、個々に応じた指導を連続的に行い、学力向上を図るとともに、「不登校問題」や「中一ギャップ」、「小1プロブレム」といった今日的な課題解決を図る。	市学	教育環境の充実により、子将来を担う人材の育成と子育て世代の定住が図られる。
	○学習支援員等配置事業 支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、多様化する教育ニーズに対応した加配教員を配置し、安定した学習環境を保つことにより学力の定着を図る。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、将来を担う人材の育成と子育て世代の定住が図られる。
	○学力・体力向上事業 全国学力学習状況調査の早期採点の実施による早期の授業改善に取り組むとともに、認知能力検査の実施など、民間が有する機能を活用し、個に応じた学習改善等を進めるとともに、外部有識者による研修機会を設け、教員の指導力向上による学力向上を図る。 体力向上プログラムの開発など、有識者による指導・研修機会を設けることにより、将来を担う子どもの体力向上を図る。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、将来を担う人材の育成と子育て世代の定住が図られる。
	○学校第三者評価実施事業 教育学を専門とする第三者の学校評価の実施により、学校運営の改善による教員の指導力の向上等、教育水準の向上を図る。	市学	授業改善等、指導力の向上により、将来を担う人材の育成が図られる。
	○不登校児童生徒対策事業 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門職の配置により、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒や保護者との相談体制を確立し、支援策の活用など、児童生徒の不安解消による登校支援を図る。	市学	きめ細かな相談体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。
	○特別支援教育充実事業 特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、加配教員を配置し、インクルーシブな教育環境を整備する。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。
	○スクールバス運行事業 添乗員を配置したスクールバスの運行により、遠距離通学児童生徒の安全な登下校を確保する。	市	遠距離通学の安全確保により、子育て世代の定住が図られる。
	○校外活動等バス運行事業 校外活動等における移動時にバスを運行し、体験活動の充実を図り、子どもたちに「生きる力」を育む。	市	教育活動の充実により、将来を担う人材の育成と子育て世代の定住が図られる。
	○食育推進事業 栄養教諭等の配置による食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進める。	市学	地域理解の深まり等により、Uターンが促進される。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	◎学校給食提供事業 調理業務等の調理、運搬業務の委託や調理従事者の充実、確保を図り、安心で安全な学校給食の提供環境を図る。	市	安心安全な学校給食の提供により、子育て世代の定住が図られる。
	○学校給食安全衛生管理事業 調理従事者の健康検査の定期的な実施や施設内の衛生環境の徹底のための消毒や清掃等、安心安全な学校給食の提供環境を充実する。	市	安心安全な学校生活環境の充実により、子育て世代の定住が図られる。
	○学校給食費管理事業 保護者や教職員の負担軽減施策としての学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費管理システムの運用により、公平で、適切な収納管理を図る。	市 学 市民	保護者負担の軽減により、子育て世代の定住が図られる。
	○コミュニティ・スクール推進事業 コーディネーターを配置し、学校と地域の連携・協働による学校運営を進める。また、研修会等の充実、コミュニティ通信を作成し地域へ発信するとともに、ボランティア活動に必要な経費等、活動支援を図る。	市 学 自	地域とともにある学校づくりの推進により、地域活性化が図られる。
	○中高連携教員配置事業 加配教員の配置により、生徒の学習指導や進路指導等の連携、充実を図る。	市 学	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
生涯学習・スポーツ	○放課後子ども教室 放課後の子どもの居場所づくり等を行う。	市	将来を担う子どもたちの健やかな成長により、地域活性化が図られる。
	○各種学級講座開設 世代別等の学級講座を開設する。	市	社会教育の充実により、生きがいのある生活の創出及び地域活性化に資する。
	○青少年自然体験事業 体験合宿等の開催、体験学習バスの運行等を支援する。	市 自	将来を担う子どもたちの健やかな成長により、地域活性化が図られる。
	○キャリア教育の推進 義務教育終了後の継続支援を行う。	市	将来を担う青少年の健全育成により、地域活性化が図られる。
	○公民館活動推進 文化・学習・スポーツ事業等の分館活動への助成等を行う。	市 自	社会教育の充実により、生きがいのある生活の創出及び地域活性化に資する。
	○野外体験学習施設整備事業 古道、散策道等を整備する。	市 自	観光誘客による地域振興及び郷土愛の醸成による地域活性化が図られる。
	○読書推進活動 ブックスタート、セカンドブック事業等を行う。	市	社会教育の充実により、生きがいのある生活の創出及び地域活性化に資する。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○図書館システム更新事業 蔵書管理・貸出管理・蔵書検索等のシステムを更新・整備し、利用環境及び利用サービスの充実を図る。	市	社会教育の充実により、生きがいのある生活の創出及び地域活性化に資する。
	○体育大会運営事業 スポーツを通じたコミュニティづくりを図るため、各種大会やイベントの開催または支援を行う。	市 自	自治組織等における活動の継続・充実により、地域活性化が図られる。
	○スポーツ振興事業 総合型スポーツクラブ等の各種教室の開催や指導者育成、クラブ運営補助、用具整備等のクラブ活動に取り組むための環境整備を図る。	市 自 市民	住民のスポーツ活動の充実により、生きがいのある生活の創出及び地域活性化に資する。
その他	○エネルギー博物館運営支援 運営団体への補助等を行う。	市 学	観光誘客による地域振興及び郷土愛の醸成による地域活性化が図られる。
	◎元気アップ運動等による体力向上事業 地域、みあさ保育園、美麻小中学校の連携による子ども達の生活習慣の改善と体力・学力の向上等を図る。	市 自	将来を担う子どもたちの健やかな成長により、地域活性化が図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
9. 集落の整備			
集落整備	◎定住促進奨励金交付事業 対象地域内にある空き家の有効活用と、定住促進及び活性化を図るため、空き家へ居住した方に奨励金を交付する。	市 市民	空き家入居者の自治会活動等への参加により、集落機能の維持や活性化につながる。
	○自治会の運営支援 各自治会からの相談対応や情報提供、連合自治会を通じた各自治会への補助金交付など、自治会の円滑な運営の支援を行う。	市 自	自治組織等における活動の継続・充実により、地域活性化が図られる。
	○ひとが輝くまちづくり事業 市民が地域資源等の活用や地域課題の解決に自主的に取り組む活動に対して補助金を交付し、市民活動を財政面から支援する。	市 自	市民による課題解決や自治活動の充実により、地域活性化が図られる。
	◎地域づくり活動補助金交付事業 住民主体の地域づくり活動組織を支援するために補助金を交付する。	市 自	住民主体の活動を支援することにより、集落機能の維持や活性化につながる。
	○コミュニティ振興対策事業 集会所整備等に対する補助を行う。	市 自	自治組織等における活動の継続・充実により、地域活性化が図られる。
	◎集落支援員等地域支援人材の配置 集落支援員等の制度を活用し、中山間地域の過疎・高齢化により集落機能の維持が難しくなっている地域を支援する。	市 自	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	◎小さな拠点形成支援事業 地域の課題解決に向けた地区別計画の策定支援や人口減少により低下する集落機能への支援を行う。	市 自 産	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。
	◎美麻地区小さな拠点形成事業 美麻地区振興計画に基づき、道の駅に小さな拠点を設置し、地域運営組織等による生活支援サービス、自治会活動支援、移住定住対策、空き家対策、地域間交流事業、特産品開発等を実施する。	市 自 産 学	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。
	◎移動支援サービス事業 市民バスが運休となる曜日等において、カーシェアリング等を活用した住民相互の支え合いにより、中山間地域の交通弱者への移動支援サービスを行うことを支援する。	市 自	高齢者等の生活に係る基礎的生活環境の充実により、定住の促進が図られる。
	◎地籍調査の継続 平成15年度から事業を開始し、地区内5地区を17工区に分けて計画的な調査を実施している。	市	公平な課税と土地の有効活用に資する。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
10. 地域文化の振興等			
地域文化振興	○信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業 毎年継続的に国内外から作家を招聘し、滞在制作・作品展示を市民などと交流、連携し行い芸術文化の振興を図る。	市 産	芸術文化活動の振興により、交流人口増加、観光振興、郷土愛の醸成が図られる。
	○北アルプス国際芸術祭 3年に1度の開催とし、有力なディレクターによる質の高い作品展示により多くの来場者を迎え、地域の情報発信、経済波及効果、地域ブランディングの向上などを図る。	市 市民 自 産 学	芸術文化活動の振興により、交流人口増加、観光振興、郷土愛の醸成が図られる。
	○芸術文化に触れる機会の充実 自主公演事業の実施、ミニギャラリー等の充実を図る。	市	心豊かな充実した生活ができる地域づくりにより、地域活性化が図られる。
	○市民参加と協働による芸術文化の振興 地区文化祭、市民芸術祭の開催等を行う。	市 市民	心豊かな充実した生活ができる地域づくりにより、地域活性化が図られる。
	○市民参加と協働による特色ある文化の創造 市民芸術団体等の育成、支援を行う。	市 自	芸術文化活動の振興により、地域活性化が図られる。
	○山岳文化情報発信事業 SDGsなど新たな考え方を取り入れ、自然と人が共生する山岳文化に関する情報発信を充実、発展する。	市 自 産	ブランド力の向上やシビックプライドの醸成等により、移住・定住を促進する。
	○登山道等の整備及び情報提供事業 山岳環境の整備及び安全性向上を図るため、山小屋等と連携し、登山道や避難等の整備やSNS等を利用した登山情報を提供する。	市 産	地域特有の観光資源の維持・保全により、ブランド力の向上、観光産業の活性化が図られる。

◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

	○滞在型観光地に向けた学習旅行誘致事業 専門家を活用するなどし、滞在型観光地等の促進に向けて、地域の文化や風土、歴史等を体験する観光コンテンツの作成及び提供をする。	市 産 学	滞在型観光の推進により、観光産業の活性化が図られる。
	○文化財保護事業 指定文化財等の保存・保護活動と記録保存、指定文化財等の所有者等の保存・保護活動への助成、支援等を行う。	市 市民	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
	○伝統芸能保存継承事業 保存会等の保存・継承活動への助成、支援等を行う。	市 自	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
	◎旧中村家住宅管理利用活用事業 住宅の管理及び観光等での利活用を推進する。	市	地域資源の保護、活用により、観光振興及び地域活性が図られる。
	○文化財等に関する学習機会の充実 文化財講座の開設等を行う。	市	郷土への愛着や誇りの醸成により、定住が促進される。
	○文化財研究調査事業 文化財の保存、指定、登録に向けた調査研究を推進する。	市	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
11. 再生可能エネルギーの利用の推進			
再生可能エネルギー利用	○森のエネルギー推進事業 地域木材を利用した木質バイオマスの利用と普及を促進する。	市 産 市民	循環型の地域エネルギーの活用により、持続可能な地域づくりが図られる。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
結婚支援	○出会い創出事業 独身男女の交流を図り出会いの創出を目的とした事業に補助を行う。	市 自 市民	婚姻後の定住促進と少子化対策に資する。
	○結婚支援事業 フォトウェディング事業や異業種交流会等の市定住促進協働会議結婚支援実行委員会が取り組む事業に対して負担金を拠出する。	市 産	婚姻後の定住促進と少子化対策に資する。
基金積立	○持続的発展基金造成事業 安定した財源確保のため、基金を積み立てる。	市	継続的かつ効果的な過疎対策事業の実施に資する。

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか